

(第二類 第九号)

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十九号

昭和六十三年十一月五日(土曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 片岡 清一君

理事 小杉 隆君

理事 志賀 節君

理事 田原 隆君

理事 谷 洋一君

理事 中川 昭一君

理事 中島 衛君

理事 中村正三郎君

理事 葉梨 信行君

理事 堀内 光雄君

理事 村山 達雄君

理事 山下 元利君

理事 川崎 寛治君

理事 中村 正男君

理事 山下八洲夫君

理事 坂井 弘一君

理事 宮地 正介君

理事 玉置 一弥君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田修紀夫君

外務大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 中島源太郎君

理事 海部 俊樹君

理事 羽田 孜君

理事 加藤 万吉君

理事 二見 伸明君

池田 行彦君

岸田 文武君

斎藤斗志二君

鈴木 宗男君

高橋 一郎君

玉沢徳一郎君

中川 秀直君

中西 啓介君

野田 毅君

浜田 幸一君

宮下 創平君

山口 敏夫君

伊藤 茂君

坂上 富男君

野口 幸一君

小谷 輝二君

坂口 力君

安倍 基雄君

工藤 晃君

矢島 恒夫君

出席政府委員

内閣法制局長官 味村 治君

内閣法制局第三部長 津野 修君

公正取引委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会事務局官房審議官 糸田 省吾君

厚生大臣 藤本 孝雄君

農林水産大臣 佐藤 隆君

通商産業大臣 田村 元君

運輸大臣 石原慎太郎君

郵政大臣 中山 正暉君

労働大臣 中村 太郎君

建設大臣 越智 伊平君

自治大臣 梶山 静六君

国家公安委員会委員長 梶山 静六君

内閣官房長官 小淵 恵三君

(内閣官房長官) 高島 修君

国務大臣 高島 修君

(総務庁長官) 高島 修君

国務大臣 高島 修君

(北海道開発庁長官) 粕谷 茂君

(沖縄開発庁長官) 粕谷 茂君

国務大臣 田澤 吉郎君

(防衛庁長官) 田澤 吉郎君

国務大臣 田澤 吉郎君

(経済企画庁長官) 中尾 栄一君

国務大臣 中尾 栄一君

(科学技術庁長官) 伊藤 宗一郎君

国務大臣 伊藤 宗一郎君

(環境庁長官) 堀内 俊夫君

国務大臣 堀内 俊夫君

(国土庁長官) 内海 英男君

国務大臣 内海 英男君

内閣法制局長官 味村 治君

内閣法制局第三部長 津野 修君

公正取引委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会事務局官房審議官 糸田 省吾君

総務庁長官官房審議官 増島 俊之君

総務庁行政管理局行政情報システム参事官 重富吉之助君

防衛庁参事官 村田 直昭君

防衛庁防衛局長 日吉 章君

防衛施設庁施設部長 鈴木 果君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

防衛施設庁労働部長 吉住 慎吾君

辞任	補欠選任
西田 司君	高橋 一郎君
原田 憲君	齊藤斗志二君
山口 敏夫君	小杉 隆君
同日	
辞任	補欠選任
小杉 隆君	山口 敏夫君
齊藤斗志二君	原田 憲君
高橋 一郎君	西田 司君

本日の会議に付した案件

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費増与税法(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費増与税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。米沢隆君。

○米沢委員 私は、民社党・民主連合を代表いたしまして、ただいま提案されております税法六法に関連いたしまして、総理並びに関係大臣に総括的な質疑を行いたいと存じます。

顧みますと、この臨時国会が開かれたのが七月十九日、それから既に三カ月半経過をいたしてやうと本法案の本格的な審議入りになった。そういう意味では、総理におかれてはまず胸をなでぐらいのところが、そういう感じがするわけで

ありますが、しかし、既に今会期は十一月二十四日、まさに目の前に迫つていって過言ではありませんが、そういう意味ではかなり切迫した、緊迫した状況の中にあると言つてもいいと存じます。

この七月十九日以来三カ月半経過をいたしました。この間、考えてみますと、新しい消費税法というものが盛り込まれた税法でございますから、国民にとりましてはいわゆる大衆課税として、特に低所得者の皆さんに影響が大きい税金だということでもかなりの関心を持たれ、それはまた与野党にいろいろと陳情等を通じて大衆増税は反対だという声がかかる程度でやつてきたことは、これは否めない事実であります。同時にまた、消費税そのものは、幾らお国のためとはいながらも、おのれの事業をやると同時にその中で消費税を計算し、納税コストはおのれで払い、もし競争の激しい業界の中でその消費税が次に転嫁できないとするならば、それはまさに第二法人税的に働く、事業者にとつても実際は一面は大変迷惑な税金が入ったのがこの六法案でございますので、与野党でこの国会で少々もめるのは私は当然のことだろうと思つております。

同時にまた、世論調査等を見ますと、一方では、審議を尽くせというものが大体六割ぐらゐります。ところが、審議に入ると多数の自民党にずるずる持つていかれるぞ、結果的にはこの消費税を成立させるために手をかすことになるからやめろというものが大体六〇%ぐらゐる。新聞の世論等も、まさにこの法案に対する厳しいといひましようか難しさをいろいろな面で世論調査が示しております。そういう状況でございますから、我々野党にとりましては厳しい選択を迫られてゐることは、これは事実でございます。

しかし、考え方によりまして、この三カ月半といふのは果たして空費したものであつたのか、いらずに経過したものであつたかと言われると、私はそれは異論がある一人でありまして、それはなぜかといひますと、例えば、長年サラ

リーマンの皆様の怨念とも言えるような重税感を解消してくれというこの声にこたえて、まず増税なしの減税をやろうではないか、六十三年度減税一兆三千億の減税をこれは実現させることができまして、この三カ月半のいわゆる中でござい

ます。あるいはまた、不公平税制の是正をやるうではないか。残念ながら中曽根税制には不公平税制の是正という意味ではほとんど見るべきものはなかつた。今度は少々入つてゐるけれども、それも満足するものではない。やはり大衆増税を課す以上は、その以前の作業として少なくとも現行税制体系の中で不公平を是正し、税制というものが信頼に足るものだということを見せながら税制改革の審議に入っていくことがまさに政治にゆだねられておる責任ではないか。そういう観点から、不公平税制を議論する協議機関をつくらうではないか、そして、その中で珍しくまじめに議論をしてきたことも事実でございます。その成果につきましてはいろいろと御批判もありましよう。しかし、ある程度進んだことも事実であります。

同時にまた、このような消費税を入れる前に少なくとも政府として汗をかかばならぬことがあつたのではありませんか、それが行財政の改革であり、特に高齢化社会に対応する消費税と言われるならば、せめて福祉ビジョンぐらゐを示して国民に理解を求めるのが当然のことではないか等々の話もこの間にやつたわけでありまして、そういう意味では、中身等についてはまだ我々も得心いかないところはたくさんありますけれども、少なくとも三カ月半は空費したものでない、いたずらに過ぎたものではない。税制改革審議を始める前の問題として、言葉をかえるならば、本来こういうものは政府がみずから提起をし、そして議論をしてもらふというのが建前であるけれども、残念ながらそのあたり及びがつかない。税制改革法案を一挙に早くやれという議論の中で、ちよつと待つてくださいよという、まさに政府が手抜きをしてきた部分を野党が提起をし、その部分も議論をしてきた、そういう位置づけがなされてしかるべ

きだと私は思うのでございます。もしこの三カ月半が空費されたものであるならば、それはまさに政府の手順のまずさであつたと言つていいと私は思ひます。

まあ理屈はいらゐりますが、しかし会期は迫つてきております。一番大事なことは、私も税制改革特別委員会の理事をやつておりますが、まあやいのやいのとるさくなくなつてきたことでございます。我々はこれから本場に一番大事なことでございまして、本場に本格的な税制の議論をするためにはまさにこれからだという感じがございまして、今私が総理に要請したいことは、この一番大事な税法の審議が一挙にはしられてしまふのではないかと危惧の念を強く持つてゐるということでありまして、これは絶対に納得できるものではないと存じます。このような状況にあればあるほど総理としては徹底審議のために十分な時間を確保するということ、これは金丸委員長にもお願いしなければなりません。同時に、租税民主主義の立場からいまして、決して強行採決はしないことを約束すべきだと私は思ひます。そしてこの際、総理は本法案の処理につきましてどのような出口論をお持ちか、まず、しかと承つておきたいと存じます。

○竹下内閣総理大臣 この三カ月半を振り返つての反省と申しましうか、また、政府に対するその責任等についてお触れになりました。一々私どももうなずけるものがございまして。

ただ、出口論、入り口論というのは、言つてみればこれは国会そのものの審議の問題でございまして、いかに長年その道にあつたとは申しながら、私の方から国会運営そのものの中身に至つての論評をすることは差し控えるべきではないか。今のようにならざる議論がおのずから帰結する結論をお出しただけのものであらうと心から期待をしておるということに尽きるではなからうかと思ひます。

○米沢委員 こういう重要な時期であるがゆゑに、先ほど甘えるなという話がありましたが、冗

談じやないといは言いたいでございませう。本場にそのような手順を踏んでやってこられたならば、逆に会期の幅の問題だつて、あるいはまた国会を始める時期だつて、いろんな考慮の上に本日はうまくできたかもしれませう。しかし私は、野党の方からも再三再四にわたつて申し上げておられますように、手順を誤りなされるな、もつと時間をかけて、本場に税制改革という抜本的な議論をするのであるからその周辺整備を本心に心がけてやってもらいたいと言ひ続けたことをやつてくださらないがゆゑに、逆に言うたらこの三カ月半にそのような議論が出てきたというわけにございませう。こういうときにこそもつと慎重に審議できるといふ時間を十分にさう、それは物理的に限界もありませうけれども、それは政府としても本場にその時間をとるよう努力をする約束をなさるのが私は総理の立場ではないかと思うのでございませう。再度、私は御見解を伺ひたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 委員会の運営の中身については行政府の立場から申し上げることは差し控えるべきであると思ひますが、今、三条件についてのももろもろ御議論がありました。なかなか三番目のいわゆる行財政改革あるいは福祉ビジョン等は、おっしゃるとおりこれは要請に基づいて作業をしたという経過をたどつたものであることは私も十分承知し、反省もいたしておるところであります。したがつて、国会の審議に当たりましては、政府としてはできるだけ意のあるところを御質問等に応じて詳細にお述べ申し上げることをよつて国会審議に対応するとともに、それを通じて国民の理解が深まつていくことを期待をしておると言ふにとどまると思ひます。

○米沢委員 さて、今国会の予期せぬ出来事といへば、これはリクルート事件の発覚といひまじやうか、リクルート事件が飛び込んできたということではないかと思ひます。これが少なからず審議の日程を狂わせておるといふことも、これは事実でございます。

しかし、毎日毎日朝起きて新聞を読みますと、

次から次に政界、官界を巻き込んだ新しい事実や疑惑が報道されていることは本場に驚かされまじやう。率直に私の感想を述べると、いつまで続くのか、さういふ感じがする。まさに構造的な株のばらまきの実態と、それがまた底が深いという驚きであります。もう一つは、よくも江副さんまでいってくださった、あちこちあちこちと株をまいてくださったおとまりまして、あきれて物言へない、これが率直な私は感想であります。このような事件が報道されるたびごとに憶測が乱れ飛ぶ、国民の政治不信はいやが上でも高まつていく、まことにこれはゆゆしき事態だと認識せざるを得ませう。こういう事態が次から次に進展してまいりますと、本場に税法どころじやないな、税制改革あたりを議論するほど悠長な時間はないというやうな国民の皆さんの声が伝わってくるやうな気がしてならぬのでございませう。総理、この江副氏の政界、官界を巻き込んだ異常とも言える構造的な株のばらまきにつきまして、率直に言つて、じゃ何を意図してやつたというふうにあなたは思つておられますか。

考えてみますと、この構造的な株のばらまきというの、直接まいたものもある、第三者割り当てをしたその会社がまたいたものもある、第三者に割り当ててそれからまた買戻したものだものもある。普通、直接最初の安定株主を探すためにまぐぐらひは、これはもう常識です。ところが、第三者割り当てするために幽霊会社的なものをつくつておる、そこから買戻してまたまぐぐらひというの、普通の株式市場で起る幾ら未登録の株の配付とはいへ、ちよつとやはり異常だ、だれもそう見ておると思ふのです。総理、率直に言つて、それは本人に聞かなければわからぬかもしれませうけれども、なぜこんなことをしたのだらうと率直に思つていらつしやいますか、聞かせてほしい。

それからまた、この前私も税革の一人として江副さんの病床質問というのに立ち会つた。そのときは、委員が政治家のリストぐらい出したらどう

だという話に対して江副さんは、経済人の信義があるから死んでも言えない、こつ言つた。しかし、経済人の信義を重んじるやうな人がこんなにはばらまくものだらうかと私は不思議でたまらない。果たして彼に経済人の信義を言う資格があるのかという感じがするものでございませうが、総理、この私の考えに対して、率直に言つて本場はどういうふうな思つていらつしやいますか、御見解を承りたい。

○竹下内閣総理大臣 米沢委員もおっしゃつたやうに、それは本人様に聞いてみなければわからぬこともあらうかと思ひます。が、御指摘ありましたやうに、いわば一つは決算対策による安定株主ということもこれは論理的にあり得ると思つております。その他の問題で本人様自身がどういう意図を背景に持つておたかということは、それは想像の域を出ないことになりませうので、私からこゝでお答えするだけの自信はございませうが、米沢委員がいろいろ御指摘なすつておる点について私も同じやうな感じを持つておるといふことは申し上げて適切かと思ひます。

○米沢委員 そういう意味では、まさにこの事態の進展に対して一体国会が何ができるんだ、政府として何ができるんだ、そのことが本場は問われてゐると思ふのです。言葉だけの問題ではなくて、真実実効性が上がるための努力を国民に示すことなくして私はこの事件は終わらないという感じがしてなりません。そういう意味で、我々のこの動きというものが果たして国民の期待にこたえているものであらうかと自省しなければならぬと思ふのであります。

御案内のとおり、国会というのは国政調査権を持つておる。国政調査権の有力な一つの手段は証言法による証人喚問である。ところが御承知のとおり、証言法そのものを改正しない限り証人喚問には応じないという政府・自民党の強固な意思がまさに証人喚問の前に立ちちはだかつて、一向にそのやういふものが進まない。証言法を改正しなうとて、それなりに常識を働かせてやるといふことを

約束するならば現行証言法だつてやれないことはないにもかかわらず、その知恵でも出そうという議論に一向にならない。これが国政調査権をさびつかせておる非常に大きな問題だと我々は認識しておるわけでありませう。

また、政府につきまして、やれ守秘義務だとか、やれ捜査の支障があるとか、やれ証券取引法はさういふところまでは及ばないとか、すべて小さく小さく、狭く狭く、おのれの仕事をしなければならぬ分を縮小してしまつて、疑惑解明には残念ながら努力不足、マスコミだけが一生懸命頑張つておる、こういう姿が本場の今、国民に映る真実の姿ではないかと思ふのでございませう。これでは政府にとつて肝心かなめの税法審議に支障が出るのは当たり前な話でありまして、私は、さういふ意味でもつと政府は腰を入れてこの疑惑解明のために頑張るんだという姿勢をまず国民の前にもう一回強く示すべきであるし、また、その実効を図るために格段の努力をしてみらねばならぬと思つておるのであります。まず総理の見解を聞きたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる議院証言法の問題は、国会の問題として私もかつて参画はいたしておりましたが、中間報告が議長のもとに出されておるといふやうに理解しておりますので、これについて触れることは差し控えていただきます。

いわゆる国政調査権と、それに対する政府側の協力の問題であります。国政調査権には最大限の協力をすべきである、私がいつも申し上げておるところであります。しかし、お互いの体験からいたしまして、そこに守秘義務とかいろいろの壁があることも事実であります。その問題につきましては理事会等である御議論がなされておるといふことも承知しておりますので、三権というものが一方に存在しておるといふことも十分認識しつつも最大限に協力するという姿勢で、それらの話し合い等に十分尊重して従うべきものであるというふうな考えております。

○米沢委員 そのような基本的な物の考え方を持つていらつしやるその結果が、現在国会として一向に国政調査権を発揮するチャンスがない、あるいはまた国会が審議をするに際して政府からの十分な協力も得られていないという結果を生んでおる。そのことを一体総理はどう考えておるかというのをもう一回聞かせてもらいましようか。

○竹下内閣総理大臣 確かにこの国権の最高機関たる国会、そして国政調査権、これには行政府は最大限の協力をしなければいかぬ。が、長年お互いの体面により、そこに今御指摘なすつた守秘義務の問題を含め壁がございます。その壁に対して結局どのような最大限の協力ができるかというのは、当該委員会等の御相談等に対して私どもが、三権というものがあるということ、これは否定してはいけません、しかしその中で可能な限りの知恵を出していくというのが私どもに与えられた任務ではないかというふうに考えておるところでございます。

○米沢委員 やはり私は、こういう政府の姿勢、結果的には何も本当に腰を入れた様子が見えない、こういう状態が続く限り、野党はリクルートばかり言つて税法の審議を延ばしておるなんという理屈は立たないと思うのでございます。

この際、このようなリクルート疑惑、難しい、広がり深いものでございますから、一挙に解決するというにはならぬであります。一挙に解決するも、少なくとも一挙に解明するぐらいの気持ちでやつぱり江副氏の再喚問を、私は証人喚問として召喚することを要請せざるを得ません。いろいろとたくさんの方が次から次に新聞に登場されますけれども、一番知つておるのは江副さん本人が一番知つておるのだから、せめて江副さんぐらいは、それも証人として呼ぶという、そのことに自民党の皆さんも同意して下さることが最後の良心だと私は思っております。

そういう意味で、江副氏の証人喚問を委員長に對して民社党としても要請することを申し上げ、理事会でよろしくお取り計らいをいただきたい。

○金丸委員長 わかりました。(発言する者あり) 静粛にしてください。

○米沢委員 そしてこの際私は、司法の捜査が進んでおると言われておりますけれども、一体どこまで進んでいるのか、今どういう状況にあるか、これからどうしていくのか、今日までの司法当局による捜査状況を踏まえて、国会にその中間報告を提出することを求めたいと思います。

さらに、刑事訴訟法第四十七条ただし書きに基づきまして、捜査資料をできる限り公表してもらいたい。せめて株の流れの全容、流された意図については、これはそう簡単に物は言いきくいかもしませんが、せめてかかわつた政界官界のリストぐらいは早急にこの国会に、協力的であるとおつしやるならば出していただきたい、このことをまず法務大臣に見解を求めたいと思います。

○林田国務大臣 まず、捜査の進捗状況であります。昨日もお答え申し上げたのであります。けれども、東京地検におきまして横崎議員の告発に關しまして、去る十月十九日に強制捜査に着手をいたしました。翌二十日に松原リクルート元社長室長を逮捕いたしました。以来、捜査に当たる検事を漸次増員いたしまして、現在二十三名の検察官を投入した捜査体制のもとで、松原元社長室長に係る贈賄申し込みの事実の解明を中心いたしました鋭意捜査中でありまして、この間に松原室長の取り調べのほか、多数の参考人の事情聴取を行いますとともに、リクルート本社とカリクルトコスモス本社、東洋信託銀行などの関係箇所の捜査、差し押さえによりまして押収いたしました千数百箱の証拠物の分析、検討を行いますとか、あるいはビデオテープを検討するとか、そういうような必要の捜査を続けておるところでありまして、松原室長の拘置も十一月十日まで延長をして捜査をしておるというような状況でございます。

次に、資料を公表すべきではないかという御質問でございますが、先ほど総理が御答弁になりましたように、国政調査権に對しましては最大限の協力をするというところでございます。しかし、まだこの事件は、今申しましたような捜査中の段階でございます。そこまではいつていないというところを御理解願いたいと思います。しかしながら、公益にとつて極めて必要であり、また相当の理由があるというようなときにおきましては、かつては国会の秘密会において提出をしたというようなこともございますし、協力をしたという考えでございます。

○米沢委員 協力いただけるのは、一体どういう事態が終わつたときにそういう決断をなさつていただけるのですか、法務大臣。

○林田国務大臣 それは今申しましたように、国会におきまして国政調査の方面から十分御調査をいただいて、秘密会のような会をつくつていただき、また捜査も相当進んでまいりましてある程度司法当局としても見解を得るというようなことができたならば、公判以前におきましても応じさせていただかなければならぬだろう、かように考えております。

○米沢委員 税法の本論に入りたいと思います。私は、先般この場を通じて、今回の税制改革の全体像はおよそ当初の理念と目標から外れて矛盾と欠陥に満ちたいびつな形に墮してしまつておるといふことを申し上げました。質疑を進めるために、簡単に先般の質疑の要点だけおさらいをさせていただきます。まず、理念と目標から外れて全体像がおかしくなつてしまつたというその論点として、まず第一は、五兆四千億という消費税の増収を図られるにもかかわらず、それが個別物品税で三兆四千億一挙に消えてしまふ。残りは二兆円。しかし、国も地方も消費税による支出増を強いられることになつておるわけでありまして、国と地方を合せてこの消費税の導入に伴う増収、財政への寄与というのは大体一兆円前後、一兆円を切るぐらいのものしかない。財政の面からは非常にメリットが薄い、また地方の財政にとりまして、これはほとんどメリットはない、逆にマイナスだというのが第一

点。

第二点は、現行の間接税の廃止というものがかなり多額に上る。例えば五％消費税の場合ならば、九兆円の収入の中で三・四兆円を消すならばまだわかる。三％の消費税という五兆四千億の中ですのま三・四兆という個別間接税を消すというの、これは現行の個別税制にもいろいろな問題があるから当たり前の話ではございますが、ただ今度の税制改革はほとんど個別物品税制を消すためにあつたという位置づけがなされてもおかしくないぐらいにちよつと個別物品税制を一挙に片づけ過ぎた、それが大きな税収不足を生んでおるということをお話しねばならない。

第三番目は、消費税の増収でも約四〇％ぐらいは地方の財源となつていきます。したがつて、二兆七千億の減税超過型であるということでもおわかりのとおり、将来の高齢化社会に向けていつかは増収するぞという仕組みは入ることに成功されるかもしれませんが、残念ながら現実的に金目で高齢化社会の対応に足らないという収入はゼロか何もない。果たして高齢化社会に對應できるという、胸を張れるようなものであろうか。あるいはまた、国税でも地方税でも、個別物品税制をのけますと、所得税、住民税、法人税、法人住民税、相続税等の減税財源はトータルで五兆二千億。しかし一兆円しか使えないのでございまして、減税財源で入れるのだという今までの主張等もありましたけれども、これまたいいかげんなものになつてしまつておる。

あるいはまた、直間比率の是正。特にこの直間比率の是正というのは、このごろ竹下さんは余りおつしやらない。中曽根さんはよくおつしやつた。当初は竹下さんもよくおつしやつておつた。結局高齢化社会に對應するというのは、直間比率を是正することが間接的に高齢化社会に對應する税制というものを造ることに必要なんだ、第一義的には直間比率を是正してサラリーマンの皆さん方の重税感を解消してあげよう、と同時に、高齢化社会になつていく、お金が要る、それを社会

保険料や税金でみんなが納めていくとするならば直接税体系が多いところではやはりサラリーマンの皆さんの肩の方にたくさん乗ってくるであろうから、それが重税感につながる、したがって、それを解消してあげることが高齢化社会のためになるという、間接的に直間比率の是正は高齢化社会のためだ、こうおっしゃってくださったところが、この直間比率の是正そのものも結果的にはそう前進をしております。

この前、同じこの税制改革委員会で質問をさせていただきまして、大蔵省の方は、通常使うのは国税だけの直間比率だということをおっしゃっておりまして、私が、もう立場にとつたら、国税だって地方税だって直間比率をそういう意味で本当に議論するためには合わせて議論するのが当たり前の話じゃないかと私は思うのです。そういう意味で国税、地方税合わせて比率を計算してみますと、わずか三・六％ぐらいしか前進していません。だから、例えば今度の税制改革法案が通つたとしても、少々減税の累進税率では、緩和しましたから効き目は昔よりもそうないかもしれないけれども、わずか三・六％ぐらい前進したからといって二、三年もたつたらすぐまたもとに戻つてしまふ代物ではないかと私は思うのです。これは大蔵大臣、一回聞かせてもらいたいと思うのです。そういう欠点がある。

あるいはまた、一番大きな欠点は、大きな歳入欠陥をつくる税制改革だということです。確かに、消費税を国民の皆さんに理解してもらうためには減税を大盤振る舞いしないと納得してくださらないかもしれない。我々も減税やれ減税やれと言ってきた。そういう意味では、そういう要望にこたえたと言つてもいいかもしれないけれども、それにしても余りにも大きな歳入欠陥だ。国税、地方税合わせてトータルで二兆七千億。政府は二兆四千億のマイナスがあるとおっしゃる。それではそれを認めましょう。その上、御承知のとおり、国や地方が消費税を負担しなければいけませんから、これが大体合わせて約一兆円だとしま

しょうか。二・七プラス一・三・七兆は完全に歳入欠陥を生じておる税法だ。そういう意味で、高齢化社会に対応すると言つても合点がいかない。財政再建とか財政の健全化と言つても合点がいかない。直間比率を是正させようと言つても合点がいかない。最終的には約四兆近い歳入欠陥を含む税制改革だという議論であれば、個々の税法についてはいろいろの評論があるかもしれないけれども、トータルとしての竹下税制の全体像はこれは余りにもおかしな姿に墮してしまつたのではありませんかとおっしゃりたいのです。再度、総理が大蔵大臣の見解を求めたい。○宮澤内閣大臣 五点到りまして御主張を承りました。

まず第一の点でございますが、個別物品税等々を整理した結果、実際には消費税をやりましたも二兆円のネットの増収しかない、これはそれとおりでございます。そして、国、地方も相当の負担をするではないか、この点につきましては、前回大蔵省、自治省から御答弁を申し上げたとおりでございます。国と地方の間の重税分といったようなものをもう少し精査をする必要があるようでございますが、いずれにいたしましても、おっしゃいますように、一兆と仮にしようとおっしゃいましたのはその辺でございましょうと思ひます。そうしますと一兆ぐらいのものが残らないではないか、国も地方も転嫁をこれは必要とする税金でございますから、当然負担をしなければならぬことでありまして、これは仰せられるとおりであります。

第二点でございますが、こうなつたのは、実は仮に消費税が五％でもあれば相当大きな収入であるから、三兆四千億という、国、地方合算で八つの税になるわけでございますが、そういう間接税を廃止しても大きなものがあるが、五兆四千億ではこれは今第一に御指摘になつたように残るものは非常に少ないではないか、それは言つてみれば個別消費税というものを吸収し過ぎたと申しますか、何もかもやめてしまふ、そういうこと

で、そのところが行き過ぎたのではないかと、元が九兆もあればそれはよろしいが、こういう意味の御指摘であつたと思ひます。

これは、物品税等々の個別間接税の方にいろいろもうこのまま放置できないような問題がむしろあつたというふうな御理解をいただくべきかと存じます。すなわち、そのうち尤もたるものは物品税でございますが、戦前には非常に大きな税金であり、たくさん税の項目を課税対象にいたしておりました。戦後大変にいろいろの変遷をいたしました。その間これは、戦後の最近までの経緯を見ますと一種の奢侈品課税であるといつたようなふうな多くの場合説明されてまいつたのでございまして、国民の価値観が変わつてまいりますと、何が奢侈品で何がぜいたくかといつたようなことは大変に実はあいまいになつてきたことは否定ができません。現実の姿といたしましては、今の物品税収入は自動車とそれから電気製品でほぼ三分の二をしよつておるわけでございます。その他のものはあるいは課税でありますが非課税である、なぜその二つのものだけがそう多くのものをしよつか、それは奢侈品であるからということになりますと、どうもいろいろ疑問を寄せられる向きもある。のみならず、個別間接税の中でも酒税などになりますと、これは外国からの高級酒の輸入を防止するための方法であるというようにとがしばしば国際会議において首脳間でやりとりがあるというふうなことになるまいりまして、個別間接税そのものが実は非常に説明しにくくなつた、あるいは対外的にいろいろ批判の対象になつた。

振り返りますと、OECD加盟二十四カ国でございまして、付加価値税を採用しております国が十八カ国あるやうでございます。残り五カ国はベイスの広い消費税型のものをやつておまして、そのうちカナダは近く付加価値税に移行するかどうかという議論をやつておりますが、残つた一國は日本といふこととございまして、そういう意味からも、やはり個別間接税を整理すべき、統

合すべき時期に来ておるだろうというふうな存じます。

これは米沢委員からもしばしば御批判のあるところでございますけれども、タックス・オン・タックスといふようなことはなるべくやらない方がいいといふこともございまして、こういう消費税をいたしましては個別間接税は廃止をできただけしようというものがこのたびの考え方でございます。その結果、残つたものは少ないねとおっしゃいますけれども、残りもは少ないですが、制度としてはかなり整備されたという感じがいたします。

第三の問題は、地方にも今度の消費税収入は結果として相当分与あるいは交付することになる。確かに、三九％と存じますが、これが地方の財源になつてまいります。そうなりますと、なおさら今度のこの税制改正においてあるいは消費税に金目でもって高齢化社会に対応するんだといふことは、金目の面では言えないではないか、こういう御指摘でございます。

これは総体として二兆四千億円の減税になるわけでございます。金目の面では高齢化対策をやつておるといふことは確かに申し上げにくい、それは私もおっしゃる通りであると存じます。ただ、私どもが思つておりますのは、前にも申し上げまして申しわけございませんが、今の段階で六・六人の若い人が高齢者を背負つておる。十五歳から六十五歳の人が六十五歳以上を背負つておる率は六・六対一でございまして、それが二〇〇〇年になると四対一になり、二〇一〇年には三対一になるといふのが目に見える現実になつてまいりましたので、その際、今のような税制をそのままにしておきますれば、若い人は直接税、所得税を中心にしてこの負担をせざるを得ない。今さう所得税が非常に高いと言われていたときに、そういうことを若い人に求め得るかといふことは、私は恐らくそれは不可能を強いることであるといふふうな存じます。かくては安定した社会福祉制度といふものは危殆に陥ると考えざるを得ない。

そういう意味で、我が国はかなり所得水準の高い、格差の少ない社会になってまいりましたので、このような社会の共通の負担は薄く広く皆さんに背負っていただく。いわば若い人に背負ってもらう六十五歳上の方々も、恐縮なことではありますけれども、お人のためというわけではございません。やはり御自分たちのためにもそういうことを考えてはいただけないだろうかということでございます。それは制度の問題であつて、金目の問題で申し上げているのではないことは御指摘のとおりと思います。

直間比率でございますが、この前国の方だけを申し上げましたが、国だけを申せば七・二対二七・八がほぼ二対一になる。これはよろしゅうございまして、地方の方は七七・三対二二・七が七四対二六程度でございますので、国、地方を合わせますと直間比率の改善は少のうございまして、直間比率というのは、総理がしばしば言われまが全体をあらわす一つの形でございまして、これが余り狂つておりますときは何かどこかに問題があるというふうな、指標として考えております。昭和二十五、六年、シャープ税制が始まりましたところは直接税が五五であつたと思ひますが、一遍、昭和四十五年ごろに五〇まで行ったことがございます。しかし、その後ずつと骨格が変わりませんから、直接税がここまで参りましたのはやむを得ないことで、七二対二七が悪いと申しますよりは、これが中堅所得層の給与所得を中心にした非常な重税感になつてきている。そのことの一種の表にあらわれた姿、それが直間比率である。したがつて、この直間比率の姿が非常に偏つたときには何か税制の中に問題がある、こういう指標として私も申し上げているのであります。このたび改正させていただきますと、国税については二対一になつてまいるといふふうに考えます。

最後の問題は、このたびの税制改正は結局歳入欠陥をつくつていくのではないか、この御指摘は、今までお述べになりました四つのことの締めくくりとして言つていらつしやるわけでござい

すが、確かに財政当局としては、現在のような財政状況でネットの減税をするということとはこれはかなりの思い切りでございます。殊に、特例公債を昭和六十五年度にはやめたいという立場から申しますならば、歳入欠陥というのは相当つらいこととでございます。しかし、いろいろ努力をいたしまして、結局、消費税三％という税率はこれがもう限度である、今日においてもきよに考えますし、将来においてもそう考えるべきものでございしますから、そういうむしろ厳しい状況の中で、やや優先度の低い歳出は切つていく。また、租税措置法等々にも工夫すべきものもあると思ひます。かたがた経済運営を誤らずに、こういう中で何とか財政再建を進めてまいりたい、かように考えております。

長くなりまして申しわけございませんでした。○米沢委員 質問した点だけ答えてほしいですね、政府の演説会ではないんだから。時間は何ほどもたちますし、六・六人一人という、そんなのは聞き飽きるくらい聞いていますから。ポイントを申し上げておるのでございまして、ぜひそのあたりだけをお答えいただきたいと思ひます。

今、るる長つたらしく御説明いただきましたが、問題は、この大きな歳入欠陥を生んだ税制改革、今大変つらいものだと思つた。確かに上らない、別の手段でやるとするならば、自然増収か行革みたいな歳出の削減しかあり得ない。しかし、先般から議論になっておりますように、赤字国債六十五年脱却も大きな課題である。長年のツケ回しも一兆三千五百億も残つておる。これも今から償還していく対象の中にある等々、誘惑は大きい。消費税が逆に三％と低い税率で入つたものだから、そして歳入欠陥がどつと出てくるようなのが見せられたから、これは国民としてはすぐ動き出すなと思ふのは当然なんです。十年間も動かないなんて、大體信じないです。こんなのは、いつでも動き始める、可動の態勢に入つて

おるのではないかとにかくらひのことしか私は考へない。

今までの答弁、先般の私の質問に對しまして、も、そのために三％をいじめるようなことはないといふとおつしやつた。しかしそれは、今この話し合ひの中で、討議の中である程度私自身は理解したとしても、多くの国民はこういうものが十年間くらいもう動かないといふはずがないと思つておる。総理はそういうものの歯どめに対して、国会や法律があるじやないかとおつしやる。しかし、国会ほど、まあ怒られるかも知れぬけれども、頼りないものはないところもある。例えば、現に今、世論調査でも六割方が消費税は嫌だと言つても、その消費税を入れようとしておるのが国会なんだ。あるいはまた、長年の大蔵委員会等の議論でも、赤字国債についてもそうだった。赤字国債の借換債にしていくときもそうだった。あるいは国債の整理基金に繰り入れを停止する際にもそうだった。みんなそのときそのときによつてさつさと法律をつくつてさつと通していく。確かに一方では厳しい財政事情があつたにせよ、逆に言うたら、これから先厳しい財政事情が続けば逆にすぐ法律をつくりかえて、歯どめ論あたりすぐなくなつてしまふ。それが国会なんです。それを信用しろということ自体が、少なくとも十年間くらいはその三％はいじりませんという、その気持ちはいいですが、姿勢は、しかし、現実にはそうならないのではないかとというのが国民の不安だ。そういう意味で、私は歯どめ論をもつとしか総理に持つてもらわねばならぬし、また国民の前に表明してもらわねばならぬと言つておるんです。どうですか。

○竹下内閣総理大臣 歯どめ論につきましては、いつも申し上げておりますように、私は国会というものが存在しておるということを申し上げております。まことに今この歴史をひもといて、まずは率直なところが、昭和四十年の公債発行の際、それから五十年補正のいわゆる特例公債発行の際、それうしてこの繰り入れ停止、そしてまた借換債とい

うことは、その都度大変な良心の苛責を感じながら、国会に相談しながら対応してきた施策でございます。したがつて、そこに何かの目標がなければならぬというのが、いわゆる当初は五十九年赤字公債脱却であり、そして、今や六十五年赤字公債依存体質からの脱却ということに對して国会の協力を得ながら一生懸命取り組んでおるわけでありまして。ただ私は、先日申し上げましたが、いわゆる税率そのものについて、竹下内閣などというものはこれはしよせん歴史のほんの一こまにすぎない、が、後世代まで手足を縛るということは、私は、国民の意識の変化の中にそれは少し私自身は慎まなければならぬことではないか、これはいつも自分に言い聞かしておるところであります。

例えば、減税論議にいたしまして、国会の議論も変化したなと思ふのは、戻し税を見つけたとき、みんなこんないいものはないぐらになつても取つたかつたこともあるわけだ。それを戻し税を否定するようになり、そして本格税制でないといかぬといふふうに変化をいたしますから、ヨーロッパにおいて見られるごとく所得税減税とあわせながらいわゆる消費税率を上げてきたという歴史を見ますと、全部後世代まで、そのときの国民の選択権まで縛ることは私はできない、そのように申し上げておるわけでありまして。

したがつて、今日の時点で申し上げることは、これだけぎりぎりの議論をして出した三％というものでございまして、これが容易に変えられ得るはずはないという感じを私自身は持つておるところでございまして。強いて申しますならば、竹下内閣で考える考えはございせんそれは歴史の一こまとしての約束はできたとしても、未来永劫の約束をすることは、これはやつぱり後世代の方々の手を縛ることになるんじゃないかという考えにいつも立つておるわけでございまして。○米沢委員 良心の苛責に耐えながらいろいろ国会がおかしいことを決めてきた。あるいは、後世代を縛ることはできないという意味で将来上げる

かもしれないということを一方では示唆される。私は、そういう意味では聞いてみたいのは、一体、この増収措置が動き出すのはどのようなときだと想定されますか。大蔵大臣、総理、どういふときだと思ひますか。何とはなく何とはなくじやもうこれはわかぬの、僕らは。何とはなく何とはなくと遠回しの議論では。もつとダイレクトに、本当に基準は要らぬもんでしようか、もしこれが動くすればどういふときでしようかということにはつきり答えてもらいたい。

○宮澤國務大臣 三%の税率を動かすというときはどういふ状況においてであるかというお話でございまして、今財政をお預かりしている私といひましたは、これは動かすことは考えておりません。そういうことをいたしますと財政再建そのものがむしろ私にはなまるというふうに考えますので、私は何とかこの下で財政再建、特例公債も新規発行をやめるといふことを手始めにして再建をしていきたいと考えておりますので、財政を預かっております私にしましてはそういう状況を想像しておりません。

○米沢委員 私は、最大の歯とめ論はやっぱり行政改革を断行するということが、常に断行し続けるということ、それからこの前問題提起をしましたように、株の放出とか国有財産の整理とか、いわゆる現在国が持つておるもの、あるいは抱えておる株の問題等々、踏み込んで計画的に整理するものは整理していく、自分たちでつくれる金はどうもつくつていくという、そのことをはつきりさせることが、それもある程度年次計画でもつてやるのが、それで金が出る限りこつちは動きませんというのが私は最大の歯とめだと思ひます。残念ながら、一方ではそつちの方の意欲といひましようか決意したいなものが欠けておるんではないかと見るものだから、国会があるじやありませんか、法律があるじやありませんかというものは結局うさん臭く見ると私は思つておるんですよ。だから、これから総理は、歯とめ論は何かと問われたら、国会と法律があると同時に、私は

行革をや、財政再建のために徹底的に金目になるものは年次の売つてでも集めるんだ、そしてできる限りそつちの方を抑える努力をするということをもう一つ加えていつも演説してもらいたい。どうですか。

○竹下内閣総理大臣 大変これはいい御提言といひますか、私に對する御忠告でございませう。それに加えるのは、私は長い間けちけち財政を担當してきておりますので、そのことはその以前の問題としてあり得ると思つておりまして、改めて國民の皆様方に問ひかけるとき、今のような発言をするに對しては、これは大変私自身としても喜ぶべきことであると思ひます。歳出圧力に耐えるという努力もまた、これは国会も政府も大変なことであるということも承知の上で答えを申し上げた次第であります。

○米沢委員 それから、この歯とめ論に關して、いわゆるいつ何とぞその需要があつていくかわからぬものを相手にしている限り、常に圧力は出てくるだろう。だから逆に、例えば赤字国債ひいたなものを、トータルで今百五十九兆、建設国債、赤字国債合せてありますが、赤字国債は六十五兆から七十兆ぐらいありますね、これだけを償還するために何しろ消費税を入れる、それが償還し終わつたらそこで終わり、また議論のし直しというのが、本當は一番のトータルとしての歯とめ論なんですね。そういう議論に對して、財政再建との關連でどういふようにお考えですか。

○竹下内閣総理大臣 あるいは大蔵大臣のお助けをかりなさいかぬかとも思ふのでありますが、私は、それが財政再建税として考えた場合の発想はそこにあつたのではないかな、こういう感じがいたしております。それからいま一つの歯とめ論として、福祉目的税とし、その中身を、例えばでございませう、基礎年金部分、老人医療部分等々に限つて、それを対象とした歯とめ論というものもあり得るかなというところ、米沢委員との議論の間に今までも幾たびかしたことがございませう。しかし、今度の場合は、そうした目的税意識が

らすところの歯とめ論というものではなく、二十一世紀に向かつてのあるべき税制構造というのを構築しようということをお願いしておるわけにございませうから、そういう一つのものを対象にした歯とめ論というのは、財政再建税でありあるいは福祉目的税であつた場合は違つて、非常にやはりに立てにくい問題だ。だから、やはりその都度立てていきます。仮に六十五年度脱却ができた場合のその後の財政再建計画と申しますか財政再建構想というものが出た場合に、そこでまた当然歯とめ論の議論は継続していくべきであつたやうが、やはり今の場合は、せつかく御指摘いただいたように、国会というものが存在しておる、なお、私も今後財政再建あるいは行政改革、歳出の節減合理化、これに引き続き厳しくシーリングをもつと抑えてでもやりませうというぐらゐな決意を述べることは、私も結構だと思つております。

○米沢委員 その点は議論が尽きませんので一応やめますが、次に、もう一度、税制の富の再配分機能と今政府が推し進めようとする水平的公平の確保、この關係について少しく質問をしてみたいと思ふのでございませう。

今回の消費税の導入の論拠といひましようか背景には、垂直的公平も大事だけれども、それよりも今日の時点では水平的公平を確保することが大事である、政府税調等の答申にも書いてあります、答弁の中にもそういう趣旨が入つております。その結果、逆進性の強いと言われる消費税導入に踏み切る、あるいは資産性所得に對しては、利子課税とかキャピタルゲイン課税とか土地譲渡益課税等々は大体総合課税ではなくて分離課税になつてしまふ、あるいは資産課税については大変政府は冷たいといふのか、資産課税には弱いといふような状況が結果的には出てきておるのではないか、こう私は思ふのです。いわば、垂直的公平よりも水平的公平をと。今度の税制改革はそういう意味ではもう歴史的な大転換期だと思ふのです、ね、税法の議論、物の考え方、哲学として、しかし、その前提になつておる所得の水準が上がり

平準化したという事実、本當にそういう事実なのか、今垂直的公平よりも水平的公平をという歴史の大転換をする際にはちよつと論拠がおかしくなつてゐるのではないかな、これがまたいわゆる消費税導入に對して大変多くの皆さん方の不安を生んでおるということにもつながつてゐるのではないかなと私自身は考へる。

確かに、戦後と今日においては、給与所得は上がりました。平準化も進みました。特に高度経済成長のときに、人手不足だ、どんな経済が大きなつて、給与もそれにつれて大きくなつてきた。その間に水準も上がるし平準化も進んだ、これは事実だ。しかし、この五年とかこの十年をとつたときに、一体どういふふうに給与所得というのは、そんな根拠になるほどに平準化が進み、上がったであらうか。残念ながらそのあたりはマイナスの方向に動いておると私は思ふ。これから先の経済を展望したときにどうなるか、少なくともあの当時の高度経済成長はもう二度と来ないであらう、うまういふて中成長、下手をすれば低経済成長、人手も余つてくる時代になる、あるいはまた、労働力のミスマッチで言われまますように単純労働者と技術労働者で分かれてくる、一方では物すごく高給をもらう人がおるかも知れぬけれど、こつちの方は余りもらわぬといふふうにと、水準が上がるとか平準化が進むといふのは逆方向に下手をするといふふうではないか、そういうことが読めるというのが私の考え方です。

その上、御承知のとおり資産課税。資産所得といふものが、捕捉ができないから課税ができないと言われるほどに、資産がどんどんふえてもその所得は大体明確にならない。しかもこのごろ、現在のコストインフレの状況を受けてどんどん土地の価格も株の価格も上がつてきて、持つておればどんどんもうかる、持たぬやつはとことん持たない、自分の家さえ持たなくなつてきたといふことで、給与所得本来の平準化の問題等も鈍化し始めておるであらう、あるいは資産性所得という意味では逆に格差が拡大しておるであらう、こういうもの

を考えた場合には逆にジニ係数というのは悪化しておると思う。

今政府が水平的な公平をという意味で消費税を導入される論議にしておられるけれども、その論議は逆にマイナスの方向に向かつておると考えることが、私は、今度の税制改革を別の意味で手当てする上で非常にその発想に立つことが大事だ、そう思うのですが、総理が大蔵大臣、どちらからでも結構です。

○宮澤内閣府大臣 第一に、長い目で見た場合には確かに所得の平準化もまた水準も上がってきたことはそうであるが、この数年間の傾向はむしろそうではないかと言われましたことは、私はその限りでそのように存じます。確かにこの数年間、今までの動きに停滞が見られる、あるいは多少の後退も見られるということは事実であろうと思います。

ただ私は、これは、やはり二度の石油ショックであるとかあるいは急激な円高がいつときございましてとかで雇用の不安が非常にございまして、ついこの間まであったわけでございますので、これはどうしても、今申しましたような長年の動きに水を差す結果になったことはやむを得ない、残念なことであつたかと思ひます。これから先私どもは、今有効求人倍率が一を超えようという状況になつて人手不足が言われるようなこの経済のもとで、長年進んできましてこの傾向がもとの道に帰つてさらに進んでいくであろうということを考える、期待もいたしますが、そう考へて間違ひではないのか。雇用不安というものは確かに急速に解消しつつございまして、その点は私も、米沢委員の言われましたこと、御心配の意味は、それでも所得格差というものは業種によつて開いていく、サービス産業の方は不安定、いろいろな問題があることはきつと御指摘のとおりであります、大きな流れとしては、私は雇用の不安というものは解消しつつあると見ますので、将来をそのように悲観をしなくてよろしいのではないかとふうに思ひます。

次の点は、所得税が所得再配分の機能を持つことはもう疑いないこととございすけれども、その垂直的な再配分機能というのは、私は時代とともに、社会の動きとともに変わつてまいるのでないかと考へております。マルクスが考へましたような社会におきましてそれが非常に厳しくなればならぬものであつたことはそうございまいしうが、最近英米などで見られますように、それならばもう二段階にしてしまふといったような動きはこれは果たしてどういう意味合いを持つのか。我が国も簡素化に向かつておりますが、それはやはり所得水準の上昇、平準化の上に、財政等々の機能でいわゆる社会福祉政策がかなり進んでおるということもあわせて、所得税の持つておるそのような機能の程度というものは私はかなり変わつてきていふふうにと考へてよろしいのではないかと存じます。

最後の問題は、そういうことがあるとして、資産課税はもう一つやはり、資産のいわゆる資産効果と申しますか再配分にさらに重点を置くべきではないかと言われまして、先般からいろいろ御議論になつておりました、私は十分考へるべき御指摘だと思つております。

現実の問題といたしまして、このたび非常に悩ましたのは、土地、株式等々、これが大きな資産に名目的になつていくわけでございますけれども、片方で、大都市において本当に小さな土地を親から受け、あるいは御主人に亡くなつて後のものが維持できないという現状が現にございすものでございまして、それについて大きな減額比率を掛けなければならぬ、そうしませんでした大変な問題が起るということが不幸にして大都市に起りましたために、多少、今言われました徹底的に重課をすべきであるということと違つた要素が出てまいつたというの事実であると思ひます。しかしそれでも、いつもこれは御指摘にもなりますが、自然増収の中では相続税あるいは贈与税の収入が非常に大きい。これはやはり株もございすけれども、それでも結局は土地の評価がや

はり大きいということになつておりますし、また資産課税そのものは、消費、所得、資産の中で従来と同じだけの比率は少なくとも持つておりまして、各国に比べまして決して相続税の税率は低くない、むしろ高い方である。不十分ではないかとおしやいますことは、たまたま今の土地問題等に関連がございまして問題なしとはいはしません、将来に向かつていろいろな問題を示唆しているとは思ひますが、ただいまのところは少なくとも資産課税の比率を下げずに置いてあるということとございす。

○米沢委員 ほぼ御説明いただいたような感じはしますけれども、しかし、資産課税に対する取り組みというものは、それぞれの局面局面でいろいろでございす議論があつても当然だと思ひますが、やはりこれから先の本当に不公平の最大のもの、は、資産に対する、資産性所得に対してどういう税金のかけ方をするのかというそのことだと私は思ひます。

例えば、今おしやつたように、日本のような異常な事象の中で相続税あたりも何とか対処して減税してあげねばならぬ、そのことも考へなければいかぬし、トータルとしてはまた物の考へ方もあるというようにおしやいました、私が、私を待つてもらいたいと思ふのです。それも、ただ大蔵大臣がこの人だつたからこの人はこう言う、次の大蔵大臣はこれだからこれを言うではない、まさに継続する政府としての資産課税に対する哲学をぜひ確立してもらいたい。その確立がない限り、これから先の土地税制に対しても、資産所得に対しても、利子課税に対しても、資本利課税にしましても土地譲渡課税にしましても、そのたびごとに揺れ動く。結局土地対策のために土地税制が使われ過ぎるということ、税制本来の何か哲学がない限りどうもこの問題はアキレス腱になる。特に不公平感という意味でのアキレス腱になる。そういう意味で、人によつて変わる哲学ではなくて、少なくとも政府として継

続できるような資産に対する課税の仕方、この哲学、これをぜひこの税制改革の議論の中で、議論を通じて次の宿題として私は確立してもらいたいということを強く要請したいと思ふのであります。

例えば、よく使われます数字で、昨年ですか、一年間ぐらいで大体GNPに匹敵するような土地の価格の増益、増収含みあるいは増価値というのですか、あるいは株式の増価。その中で、例えば相続税というのは一・二兆ぐらいですか一・六兆でしたか、土地は一年ぐらいでそれだけGNPに匹敵するほど価値が上がる、相続税はその前の価値にも、積み上げてきた価値にもかかるのでございす、わすか一兆二千億か一兆六千億だつたと思ひますが、比率で計算すればわずか〇・三％ぐらいですよ、昨年一年間の。それにも相続税がかつたとしても、過去の累々として積み上げた相続の財産、それが基礎ですから、〇・〇〇〇ぐらいのパーセントですよ。果たして相続税はただ単に税収として相続税ができたのか、富の再配分機能を持たせて相続税というものができたのか、その哲学をたどれば、水準としては余り大したことがないという議論ではなくて、もつと富の再配分機能という感じから相続税をやはり見るといふことも大事じゃないか。

確かに急激にふえることに対しては激変緩和をしなきゃならぬ、やはり生きていくための、生存する権利を保障するようなものは認めながらも、やはりトータルして、持つておる人には持つておる人なりに相続税もいたさ、それが結果的には富の再配分につながっていくという税制を念頭に置いてもらわないと、結果論で再配分を議論するのじゃなくて、やはり再配分する機能が税法にはあるという観点から私は資産課税に対する所得についても哲学を確立してもらいたいというのを申し上げておるわけでありすが、これは総理ですかね、答えてほしい。

○竹下内閣総理大臣 この資産性所得の問題について申し上げてみますと、利子課税、配当課税、

これが源泉分離という形であるものが総合化されていくというのは、一つの方向として私は哲学が継続しつつあるのではないかと思います。やはり私は、この問題では譲渡所得の問題ではなからうかというふうに、詰めてみればそうなるような気がいたしております。したがって、その譲渡所得の場合、やはり代表的なものは株式とそして土地であろうと思っております。

株式につきましては、私は株式市場の成長と我が国の行政というものが必ずしも、あるいはこれは先賢に対して失礼な問題もありまされども、株式市場の発展の方が行政よりもはるかに速く進んできたということでこれが議論になって、これの問題についていろいろ対応策が考えられておるところではないか。

それから、二番目の土地の問題につきまして、これはいろいろな議論をいたしてみましたが、私の生まれた在所などというのは土地の全くと上らないところがございますけれども、要するに不公平感の一つは、たとえ未実現の所得であっても、今おっしゃいました増価に対する情緒的な不公平感、それから譲渡そのものが行われて所得を生んだときの大きな不公平感、こういうものがあるかと思ひます。したがって、この土地の問題については、やはり土地対策委員会が契機となつて土地基本法というものを勉強しなきやならぬような環境になつた。それを打ち立てることによつて、私は、譲渡所得の中における土地の問題についての一つの哲学というものが打ち出されていくではなからうかな、こういうふうに考えております。

それから、もう一つおっしゃいました相続税の問題というのは、私は富の再配分という表現がいいのか、あるいは社会への還元と言つた方がいいのか、これは表現は別といたしまして、従来とも我が国の相続税には一つの哲学が存在しておるんじゃないかというふうに私は思っております。少し荒っぽい言葉でございますが、西郷南洲児孫のために美田を買わず、こういうのが私は日本の相

続税の一つの哲学になつておるんじゃないか。しかし、事業承継でございますとか現実の問題でいろいろ課題がございますけれども、相続税に対しては私は哲学というものは、我が国の税制の中には社会還元思想としての哲学は存在しているんじゃないか、こういうふうにいささか私見でございますけれども、かねて思つたことを申し上げた次第でございます。

○米沢委員 ちよつと哲学論争になつて、これは国民にもわかりにくい議論だと思ひますので、これはこゝらでやめたいと思ひます。

先ほど私は、この個別物品税を一挙にちよつと下げ過ぎたんじゃないかと思ひます。しかし、今度の選択はもつと別の選択もあつてしかるべきではなかつたのか、こう言うておるわけですよ。現に自動車さんには暫定税率を認めるんですから、これは税収の観点からでしょう。それ以外に何か理由があつたんですか。

私は、そういう意味ではやはりこの個別物品税制も、一挙に解決することが一〇〇%それは理想であるにせよ、しかし税収に欠陥を生むようなものになるというのではやっぱり問題であらう。消費税をうまく導入させるためには産業政策を持たねばならぬ。そのための金が必要、別の一般会計から持つてこいと言つたら大蔵省は嫌だと言ふんだから、せめて個別物品税制を暫定的に変えていく中で税収源を見つけていくという、それぐらいの知恵はあつてしかるべきではなかつたかと私は言うておるわけですね。わかつていただけますね。

そういう観点からいたしまして、私どもはやはり、よく言われますように、米も三%、ダイヤモンドも三%。私はまだ信用してないですよ、この三%がそのままだと長く続くなんていうのは、これが五%になり、八%になり、一〇%になるという時代が来るとしましようか。そのときに米も一〇%、水道の水も一〇%、ダイヤモンドも

一〇%というのは、私はやっぱりそう納得できないという国民の声になつていくんではないか。確かに、何を選別してどうするかという議論はあるにせよ、食糧も同率、ダイヤモンドも貴金属もみんな一緒だという、必ずそんな議論が出てくると思ひますよ、それは。

そういう意味では、個別物品税は何も一緒でなければならぬということではないわけですよ。ほかの、いわゆる各国で付加価値税等導入されたときも、既存の個別物品税率はこぼのまに残したまま、下げるけれどもそのままだけ残り、一挙になくすものもある、そういういろいろな選択をされたんです。それは、そういう配慮と同時に税収という配慮があつたんじゃないか。今度はそういうような配慮がないというところに、何かしらの産業政策等を窮乏なものにしていくということが感じられるということを私は申し上げておるわけですね。どうですか、簡単に答えてください、大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 問題が簡単でないのをごさいますけれども、それは実は私も半分は共感したようなお話なんですよ。

前回はいろいろ免税品目をたくさん設けていたしました。今のお話ですと、税率も物によつて違つてもよろう、こうなりますと、なぜという説明はもう大変に難しいし、お立場お立場で、それを受け入れられるか受け入れられないか、そういったようなことになつた一つの類型が前回の問題でございますもので、今度はそういう制度の精緻さはやや損なひますけれども、一番わかりやすい簡単なことにさせていだいた、端的に申しま

すというところでございます。

いろいろ申し上げてございますが、短くいたします。

○米沢委員 個別物品税の関係で私が申し上げましたこと、このような三%ぐらいの消費税のときには、少なくとも私が言うぐらゐのことの方がベターな選択ではないか、もう自信を持って私は言

特にまた、個別物品税で言わねばならぬのは石油諸税の問題ですね。もう私はこれは三回ここで大きな声を出しました。一回目は通産大臣に、二回目は大蔵大臣に。しかし、まだ方向性みたいなものが明示されない、非常にこれが残念でございます。もう言うまでもなく石油諸税は、税込みで十兆円産業の中で三兆二千億という大きな貢献を既に国家にしておる。税抜きの対比をすれば四五、六%も石油は税金を払つておる。財政物資並みですよ、これは。間接税収入のトータルの中でも二〇・九%ぐらいがこの石油諸税の占める割合だ。こゝまで国家に貢献しておるにもかかわらず、全然そのあたりが考慮もされないといふところが非常に不満の原因なんですね。

例えば石油諸税だつて、これはいわば物品税みたいなものですわね、物にかかる税金ですから。ほかのものは、今おっしゃつたように一挙に解決するといふ理想論のもとにすべて個別物品税として三%にする。自動車だけ六%という暫定税率で残りまして、一挙にやるという理想を貫かれないが、石油だけは、特定財源になつておるのだからといって、みんなやみからやみにほうり出して知らぬ顔だ。もし物品税をそんなきれいな理想論で一挙に三%にするという努力があるならば、幾ら特定財源であるとはいへ、石油諸税の物品税に関するものもやはり下げてやるという努力みたいなものがあつてしかるべきだ、私はそう思うのですね。ところがそういうのは、議論があつたとは言ひますけれども、余り我々にはわかる理屈として伝つてこないのをごさいます。もしそれを一挙に下げないとするならば、せめて、じゃ石油に対する消費税ぐらゐは政策的な軽減税率でもとらうか、非課税にしようか、ゼロ税率にしようかぐらゐの検討がもつとあつてしかるべきだ。こつちの方はそのまま、こつちの方は丸々という単純併課なんというのは、石油だけなんだ。

その上、御承知のとおりタックス・オン・タックスですね。政府のふれ込みは、消費税といふのは累積を排除する形の税金でございますといふの

がふれ込みでしょう。ところが堂々とタックス・オン・タックスを認めるようなことがまかり通つておる。これはタックス・オン・タックスだけで、一氣にこの場でそれはもうすぐやめまうと言ふのが当然の話です。それ以後どうするか議論をしてもうならいけれども、タックス・オン・タックスの税金のかけ方まで含めて後でいろいろ検討しますなどというの、私は絶対に納得できない、そんな話は。

私は、そういう意味でタックス・オン・タックスなんというのは、そんなのは即やめろという議論にしてもいいと思うし、もし石油に今かかつておる石油諸税をどうしようもないというならば、石油なんか、非課税ぐらいを選択してやるのが当然だ。もしこちの方をいじるならば、石油税も調整減税みたいなものが、調整併課みたいなものが考えられるだろう。私は、そのあたりはもう検討が進んで答える段階に来ておらなければいかぬと思うのですよ。どうですか、大蔵大臣かな。

○宮澤国務大臣 昨日も二見委員からこのお話がございまして、これは私も言いますとちよつと泣きどころのようなところ、實際正直を申すとございまして、これはよく御承知でございますので率直に申し上げますが。

まずタックス・オン・タックスそのものは、これは酒税でもたばこ税でもございましてわけですから、それは私は、いろいろ物品によつて説明があるだろう。殊に、それならばし調整併課ということがあり得るじゃないか、結果として、片つ方のものを減らしておけばそれで調整ができるじゃないかということの議論になつていく。ただ、この石油のように保税地域から出たときにもう税がついておりますものは、店の方でどの部分が税金かということは、区別しろといつてもこれは實際上非常に難しい。税額票でもやりますと別でございまして、帳簿でやれば非常に難しいという現実はあるだろうと私は思うのです。ですが、結局そういう現実の難しさがございましてと思ひますが、考え方の上では何かあり得るだろうというの

は、どうも理屈としては絶対あり得ませんとは申し上げにくい。

なぜ併課を調整しなかったかということ、最後のところは結局、これが特定財源になつて、道路であれ空港であれあるいはエネルギー対策であれ、そういうことになつておるといふ現実と、消費税は一般にほとんど例外なくどこにでもかけさせていただきますという立場との間の問題が結局調整減税という形をとりにくくしたというのが現実なのでございまして、昨日も申し上げましたように、これはやはりこの税のこれからの動向あるいは財政事情、これに関する特定財源の用いられた方々をいろいろ考へてみる必要があるというふうなたゞいま思つておる問題でござい

○米沢委員 私は、特定財源だから仕方がなかったというよりも、本当に一律に個別物品税制を解消してすがすがしい姿にしようと思ふ理想を貫こうとするならば、せめて特定財源だからという議論の前にやはりもっと突つ込んだ議論をしてもらわねばならなかつた、こういうことを申し上げ、まず非課税、ゼロ税率みたいなものからもう一回議論をし直してもらいたいと思ひます。またお尋ねしますから、そのときはよろしく頼みます。

次は、転嫁の問題でございまして。先ほどから議論のありますように、消費税は多段階で累進排除型の税金でございまして、次から次に転嫁が流通段階でうまくいけばいい消費税になるでしようが、一たんそれが詰まつてしまつと、それは消費税ではなくて第二法人税的なものになる。もしそれが弱小企業で、競争が激しくて転嫁できないばかりに利益が薄くなるということである、これはまさに死活問題だということ意味で、転嫁の問題は重要な論点だと私は思つてあります。昨年は、売上税のときには転嫁の話は余り関心がなかつたといひましようか、気づかなかつたといひましようか、問題にならなかつたと思ひますが、私は今度の消費税の議論の過程の中で、転嫁という問題は非常に大きな問題として

認識が広がつたという気がするのです。それはやはり死活の問題だからだと思ふのです。

そこで、税制法の第十一條には、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」ということで「事業者は、消費に広く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし、必要と認めるときは、取引の相手方である他の事業者又は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。」二國は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」法文の中にこうして書いた努力は認めましよう。同時にまた、国の責任として公正取引委員会の除外例も設けた、それも私は一歩前進だと評価しないわけではありません。しかし、この法文を読んでおる限り、いかにも何人かごだといふ感じがするのです。みんな事業者がやるのですよ、国の責任はカルテルと周知徹底しないのですよといふような感じがしてならぬのです。

私はそういうものよりも、事業者も確かに努力をしなければならぬ、当たり前でございまして、もつと國は踏み込んで第一義的に責任を感じてくるような法文にしてみたらなかつたかと思ふのです。それでないと、転嫁といふものがうまくいかなかつた場合に、實際救われない業界が出てきたときにこれはたまたまぬのです。事業者の責任ですわ、第一義的には事業者が努力することですわ、もつとやたらどうでしようか、うまくいくはずでございましてがねえんといふ調子でやられたんじや、これはたまたまものじやないです。

そういう意味で、一体こんなような姿勢で転嫁といふのはスムーズにいくと本当にお考えなんでしょうか、認識を伺いたいと思ふのです。

○宮澤国務大臣 御指摘のように、私もいわけのつじ立ちと申しますか、地方に説明に参りますと、この転嫁の問題がもうほとんどの質問の中心

に最近なつてまいりました。それはすなわち、本当に転嫁ができるかどうかということについての事業者側の心配を反映しておるものと思ひます。お尋ねは当然のことだと思ひまして、政府部内におきまして、この問題については公取委員長とも連絡の上で、各省、本当に各省庁挙げまして協力をしていたいております。

まず政府自身でございまして、これは先般閣議でも私は申し上げましたように、六十四年度予算編成に当たりましてこの部分の政府の負担については予算上十分の措置を考へるということのみならずから申し上げておりますが、また公共事業等の発注に当たりましては、入札価格はいづれも標の価格でお願いをいたしまして、そうしてその上に落札のときにこの消費税分を加える、あらかじめそういうことを明らかにいたしまして入札に参加していただくという制度をとつてまいろうと思ひております。これはいわば税を負担すべき経済主体としての政府あるいは地方団体の心構への問題でござい

次に、地方でおつちやつておられます地方の方々の転嫁につきましては、昨日も公取委員長から御説明がございましたが、この法律の規定を設けましたほか、公取、独禁法の例外を設けまして、いわば転嫁の方法についての共同行為、価格そのものではございせんが、自分のこの商店街では百円それに三円、そういうやり方でいこう、あるいは正札にみんなそういう表示をしようといったようなことを独禁法の例外にしたい。しかしこれはもつともつと細かいことがいろいろございまして、そういうことについてのガイドラインも公取との間で御相談をいたしたく。

なお、行政を所管しておられる各省、通産省等々各省でございまして、みんな出先において業界団体と非常に細かに接触をいたしたいと思ひまして、この十一條の趣旨が心配なく実現できますように大変な御協力を願つておるところでござい

○米沢委員 今度の消費税の議論に関連して、転

嫁の問題が大変大きな課題だと認識をされ、それなりに政府が努力をし始めたということは私は評価をいたします。しかし私は、そういうような努力というものが、まあ嫁嫁がうまくスムーズに始まればそれは何のことはないのかもしれませんが、少なくとも始まる際、それこそ四、五年はかなりのトラブルが多発すると思うのです。そういうときにやはり一番頼りになるのは法律なんですね。私は、税革法に書かれるこの十一條の書き方が「努めるものとする」とか、あるいは「必要と認めるときは」「消費税の額が明らかとなる措置を講ずる」とか、何でもかような中途半端なことではあるのだらうかと思うのです。

私は、消費税というものは、消費者からもらうという税金であるならばやはり金額を転嫁しなければならぬと事業者には義務づけをし、消費者はそれを全額払わねばならぬと義務づけをするというのが本当は当然の書き方だと思ふのですが、何でもかような簡単に文学的な表現に変わってしまうのでございましょうか。何か理由でもあるのですか。

○水野(勝)政府委員 この点につきましては、税制調査会でも種々議論のあったところでございまして。この税の性格からはまさに事業者が転嫁をしていただくという趣旨のものでございましてけれども、一方、税制調査会の中におきましては消費者の立場からの御議論もいろいろございまして、消費者としては通常の取引の結果としての税負担、これを負担するということが明らかでございまして、けれども、両方の、事業者の観点からだけではなく、消費者の立場も含めた趣旨として明確にしておきたい、このような御意見もあつたところでございまして。それが第一点。

それから、例えば第十一條の一項でございまして、必ず額を明らかにすべきだというふうな書き方をいたしますと、納税者の方々にそれぞれの取引によりまして、それぞれの態様によりまして価格と税額を明らかにするという側面は考えられますが、これを一義的に法律でもって、常に取引に

際しまして額を区分して明確に表示しろと、そこまで法文として強制をするということも、また円滑な取引という観点からいたしますと問題があるということ、それが第二点。

そうした理由によりましてこのような条文になつておるところでございまして、先ほど委員も御指摘のように、とにかくこの法律でその趣旨を明らかにするというのがまず最大前提で、そのために努力をいたしまして、いろいろな局面を兼ね合わせました条文としてこのようなものとして御提案をした次第でございまして。

○米沢委員 まさしく今の御説明は、今度の消費税というのは転嫁がうまくいかぬかぬかわからぬ、消費者に、税金が何ぼあるか、それも言うていいものか言うて悪いものかわからぬ、わけのわからぬものかというのを証明するような話しぶりだ、こんなのは、そうじゃないですか。消費者の立場からあつたのだ、事業者の取引の観点からどうだこうだと言われたら、結局スムーズにいかないことを前提にして書いたのだ、これは。そうすね、今の説明を聞いてみると。これはスムーズに転嫁できるようにしようという配慮じゃないのだ。そうじゃないの。スムーズにしようとして書かれてるだけの話だ。まあ政府で今努力されておる、それは見なきゃわかりませんが、しかしどうも説明を聞いておる限りでは、転嫁をうまくやるようにしてあげようじゃないかと、転嫁は実際本当のところはうまくいかぬと思ひますから、まあうまくいかぬかもしらぬしうまくいかぬかもしれないので、適当にこう書いておかざるを得ないのですよという説明にしか聞こえませんが、私は、やはり転嫁がうまくスムーズにいくためには、それなりに消費者は払え、事業者は必ず転嫁しろというぐらゐの書き方があつてしかるべきだと思ふのです。

同時に、消費者の立場から見たら、税込みなんてわからぬですね。いや、私の税金は三%なんだろうが、ひよっとしたらたくさん税金がかかり過ぎておるのじゃないか、それは何もわからぬ。その

ういう消費者の立場を考えるならば、これは逆に外数表示をしるぐらゐのことを書いた方が本当は消費者のためじゃないですか。ましてや事業主間の取引みたいなものは、これだけは税抜きで、税金をこれだけもらいますと伝票には整理すること、がやはり必要でしょう。もともと今度の税制は、事業主の皆さん方が受け入れやすいようにということ、かなりこれは付加価値税という理想の姿からしたら墮落した姿になつたと言われる。そのことがまた、消費税の転嫁という問題に関して、転嫁する方もされる方も不透明なものをつくつた、こう言われる。インボイスを放棄してこの帳簿方式になつたのですから、帳簿方式であるといえ、せめてインボイス方式に近づけよう、転嫁がうまくいけるようなシステムみたいなものをやはり法律の中に書き込んで、でき得る限りインボイスに近いような方式で転嫁をスムーズにさせるといふことを考えることが、この法律を提案する者の義務だと思ふのです。答弁願いますか。

○水野(勝)政府委員 おつしやることはよくわかるわけでございまして、去年御提案申し上げました売上税におきましては、この点を伝票方式と申しますかインボイス方式にする、税額票を御発行いただくということがまた最大の問題点となつたという事情もあるわけでございまして。また、現在の物品税法におきましては、その第四十二条で、必ず事業者は契約をするときも区分表示をして契約をすべきである、また価格表示は必ず分別して表示しなければならぬという規定はございまして、おおよそそうしたものは取引慣行として実施されていなくてございまして。こうした現実を踏まえながら、しかし御指摘のようなこの税の性格を明確にするということは非常に重要であるということ、御提案をし、最小限度とにかくこの税の性格を明示させていただいたということでございます。

それからまた、第二項におきまして、その適正な転嫁のために施策を講ずる努力義務を国にも課しているところでございますので、御趣旨は生か

されていふうに考えておるところでございます。また、伝票方式と申しますかインボイスにつきましては、税制調査会もこの税の将来の方向につきまして「今後の消費税の定着とともに、将来は税額別記の書類により控除する方法にしていこうと望ましい」といふ提言をいたしておるところでございます。

(委員長退席、海部委員長代理着席)
○米沢委員 法律をつくる場合にも、妥協というのでしようか、そういうことであつたという法文になつたというようにしか聞こえないのでございまして、私は簡素化することが一応の目的であつたとしても、少なくともその簡素化が公平を損なうようなものになつてはならない、あるいは転嫁あたりでもでき得る限りうまくできるようにしてあげようという配慮を法律ににじみ出させるような配慮をしなければならぬ。私はその意味で、先ほどから何回も言つておりますように、インボイス方式と帳簿方式を比べたらそれなりに長短はありますけれども、転嫁のやり方みたいなものに関しては、転嫁する方も転嫁されて支払う方も不透明になつたことはこれは事実です。その事実に着目するならば、インボイスをとらないのですから、それにかわる転嫁しやすい方法をでき得る限り積み重ねてあげる、国の責任でそのことを考えてあげるということが私は立法者の責任だということとを再度申し上げておきたい。今のような答弁では私は全然納得できないということを申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ問題なのは、転嫁を国も一生懸命させるようにしました、そしてまた事業者も一生懸命やろうとしました、でもできないというのを一体どうするかということ。しかし今度の消費税というのは、簡易課税だとかいろいろのが入りました、この税金はうまくやつたらもうかる人も出てくるのです。これは消費者から取つてもうかるという税金になる可能性もあるのです。これはどうも腑に落ちないで

すね。だから簡素化と、実際本来の消費税というものの趣旨が貫徹できないような事態になり得るという問題、私はこれはこれから先非常に重大な問題になっていくのだと思います。この税金を適用されたがゆえにもうかる業者が出てくるのだから、これはうまくやればもうかるのですから。そういうものは果たして消費税と呼べるのかというところです。そして一方では、消費税を転嫁しようとするにもかかわらず、それも怠惰であつてはいけませんよ、まじめに何とかして乗せようとする努力はしてもらわなければいけません。あらゆる努力を尽くしても転嫁できないというのは、これはもう消費税ではありません。事業者が自分の懐から出さねばならぬという、これは私は消費税と呼べないと思うのですが、大蔵大臣、どうなんですか。

○宮澤国務大臣 この税は消費者に転嫁されるべきものであつて、事業者が自分の腹を痛めるといふ性格のものでは確かにございせん。

それから、もうかる者もあると言われまして、もうけると言われるとちよつときやうでございまして申し上げておきますが、つまり五億円で、もうかる人、粗利益は二割だということを推定いたしましたときに、それ以上の付加価値があつたときには実は二割にとどまるという問題がございまして、それをおつしやつていらつしやるわけがございまして、制度の精緻さを損なうことは若干あるのはわかつておりますけれども、しかしそれによつてなるべく簡素にさせていただきたいという趣旨、これは何とぞ御理解をお願いしたいと存じます。

○米沢委員 よく何回も言いますように、簡素と公平は両立しない。簡素にした結果、もともとこの消費税本来の趣旨を逸脱するような結果にもなりかねない仕組みがたくさんでございまして、おつしやる、これを消費者の立場から見たら一体どうなるんだらうか。消費税は三%と決まつておるけれども、しかし結果的には三%以上払う消費者が出てくるかもしれない。現にそうかもしれませぬ。

ね。トータルで三%を消費税として転嫁しようとするのでしようから、この物は競争力が強い、この物は競争力が弱いとなれば、弱い物は余り税金をかけずにこつちの競争力のある物に三%以上かけて、トータルでは売り上げの大体三%を調達する、そういう方法でこれは許されておるのではありません、大蔵大臣。ある業者が複数の品物を扱う、こつちの方は非常に競争力が強い、こつちの方は弱い。本当はこれはみんなどつちも三%転嫁しなければならぬけれども、こつちは転嫁したら売れなくなるかもしれない、そういう意味ではこれは転嫁しない、そのかわり、競争力の高い方は少々価格を上げて買つてくれるものだから税金ぐらいいちよつと上乗せしよう、こちらで五%か六%取ろう、こつちはゼロにしよう、合せてみてうちの売り上げに比したら三%の税金を取る、そういうことは許されるのでしよう。

○水野(勝)政府委員 先ほどの十一條の条文にもございまして、適正な転嫁をお願いするといふこととございまして、その点は、要するに便乗値上げといつたものは御遠慮いただくといふこととございまして。したがって、この税の性質として三%をすべて一律にお願いをするといふこととございまして、そうした極端な価格転嫁の態様といつたものは問題であらうかと思つてございまして。

それからもう一点、三千万の免税点とか五億円の簡易課税の方式を採用させていただいておられますけれども、そうした取引のウェイトは、三千万でございまして三%程度、五億円以下でございまして二割弱でございまして、全体の経済の取引の動きをゆがめて、それによつて多額のものが先ほどのお話のような結果になる、それはそれほどの大きな規模のものではないといふふうに考えておるところでございまして。

○米沢委員 一方では適正な転嫁という形でちよつと工夫があるようなことを言い、一方では一律三%を課してもらわなければ困るんだと言ふ。そこいらがいかげんだから僕は質問して

おるわけですよ。実際、業者はそうするんじゃないでしようか。そんなことをだれがチェックするのですか、一律でなければならぬといふことを。貫徹できませんか、行政として、税務行政として。極端なことは、確かに極端だからそれはけしからぬといふことになつて、またそんなこともしないだらうと思つけれども、少々のことはするんでしよう。そういうものは逆に言つたら、消費者から見たら、税金は三%と聞いておるけれども、実際は五%のものを買ふ人がおる、こつちには消費税がかかつてないものを買ふ人がおる、こういうアンバランスが出てくるのが非常に問題だ。そのことがまた業者間のいろいろなトラブルを起こしていくであらうといふことにもつながるかもしれない。だから、でき得る限り転嫁はスムーズに行えるように、もつと義務づけることが必要だといふことを言うておるわけだ。そして、消費者もわかるように、あるいは事業者もわかりやすいように、インボイスを放棄した時点においてはやはりでき得る限りインボイスに近づくような方法論を義務づけていくことが良心的であらうといふことを言つておるといふことを私は理解してもらいたい、総理。

同時に、いかなる努力をしたとしても転嫁できない、これは、消費税じゃないですから返してもらわねばなりません、こんなのは、もし返してくるといふルールをつくつてもらえば、税率は少々動いたつてそう文句にならぬかもしれませぬ。あらゆる努力をしたにもかかわらず実際は転嫁できない、私はこれは消費税と呼んじやいけな

いと思ふのです。そんなのは返してもらわなければいかぬと思ふます。還付しなければならぬ。それがこの消費税の性格だと思ふのです。それとも、そういう消費税といふのは名ばかりで、何しろもらへばいいんですわといふことですか。

○宮澤国務大臣 御自分でおつしやつていらつしやるのではないと思ひますけれども、こういうことは私はあり得ると思ひます。例えば端数計

算が――これは仮の例とお聞きくださいませ。例えば交通機関の初乗りの料金とか距離による通減とか通増とかいうこと、そのある料金については端数が出てしまふ、その端数を取れせんから、長い距離あるいは区画間の調整である程度全体として調整をして三%にせざるを得ないとか、あるいは自動販売機の場合は、大抵問題は解決しておりますが、例えば牛乳を箱で売つておる、この場合にまた端数が出得ることと思ひます。その場合、その牛乳の製造、発売者は、スーパーへ出しておる牛乳もあるでございまして、それから、それとの関係で調整をしてよろしいとか、そういうやむを得ない場合の微調整といふものは全体として行われることもやむを得ない、こういうことは場合によつてあらうかと存じます。

○米沢委員 だから、最後の質問だ。転嫁できないものは返してもらいたい。そのルールをつくつてもらいたい。どうですか。

○水野(勝)政府委員 今回の制度におきましては、もうほとんど例外品目と申しますか非課税品目をなくするようにいたしました。しかも税率は三%一本でございまして、今まで成り立つておりましたところの取引の秩序といつたものが、すべて三%をお願いするといふことにおきましては、大きくは競争関係が変わる、経済の秩序が変わるわけのものでもございせんので、前回に比べれば、なお一層転嫁の環境はその点改善をされていくのではないかといいようございまして。

したがって、そうした点はございまして、政府部内におきましては寄り寄り関係省庁集まりまして、便乗のないように、しかし適正な転嫁が行われるように、それぞれの所管庁におきまして業界とお話をお願いしておるところでございまして、御指摘のような点のないようにいたしたいといふこととございまして。

○米沢委員 神様じゃありませんから絶対といふことは言えない。転嫁できないものが必ずあるだらうと私は思ふ、絶対ではないかもしれないけれども、そうした場合には自分の懐から払うといふ

ことになる。これは私は消費税ではないと思う。そういう意味で、引き続き、これはまだ大きな声を出したいと思いますが、ぜひ御検討方をお願いしたいと思っております。

もう時間も大体なくなつてしまいましたが、最後に、今度の税制改革における増減税の分岐点の話を中心としてみたいと思ひます。

もうこれは、るるいろいろところで取り上げられております。今度の税制改革について我が党で試算をしましたところ、大体分岐点は三百万前後のところにあります。夫婦子供二人、その標準世帯で年収三百万ぐらゐが増減税の大体分岐点です。政府の方は二百七、八十万という計算をされておりましたが、大体そのあたりかもしれませんね。しかし、これもよく数字に出ますように、国税庁が出す民間の給与所得の実態等を見ますと、驚くやうな年収三百万未満の人が大体半分ぐらゐおるのです。これはやはり驚きです。今度は二兆七千億も減税超過型で税法をつくられた、かなりサービスしたという思いが私はひとしおだるうと思ひます。にもかかわらず、わずか三%の消費税を導入したとしてもこんなに、三百万というのが増減税の分岐点なんですね。年収三百万以下の方々は増税になるというのです。

また、ちょうどこのあたりは、きのうも論議がありましたように、生活保護家庭とか母子家庭とか年金生活者にはそれなりにまだ対策の打ちようがあります。ところが、この三百万以下の年収の皆さん、健全で一生懸命頑張つておる皆さん、しかし、企業に支払い能力がない等で年収が少なく、そこが直撃を受けるというところは、これは非常に問題なんです。この中でも、例えば年々年収が上つていくまだ春秋に富む人なら、まだいいかもしれません。ところが、中小企業あたりで平均大体二百五、六十万でしょう。そういう皆さん方は、ほとんどの方が増税になるという世帯になる。これはいかにしてもやはりエアポケットの部分でございまして、そのあたりの対策はいかなものだろうか、何か本当にないものだろうか

と私自身もよく考えるのです。こういう現状に対して一体どう考えるのか。

と同時に、私はこのあたりのエアポケット解消策としては、きのうも取り上げられましたが、やはり退職所得控除とか、あるいはこれから先、公的年金だけに頼れないとするならば、自分たちで個人年金を積み立てたり企業年金を積み立てていかねばならぬ、その中でやはり加勢してあげような税制をつくつてあげることが本当は高齢化社会の対策ではないのか。私はこの前の福祉ビジョン等を見させていただきましたけれども、そのあたりの配慮がないから、あんなのはいいかげんだという批判も出てくるわけですね。これから先高齢化社会がやってくる、公的年金だけに頼れないかもしれぬ、じゃ働かながら若いうちから個人年金を積み立てる、企業年金もそういう対策で労働者対策をつくつてくれる、そのあたりをやはり所得控除してあげたり、利子や配当を非課税にしてあげたり、そんな配慮こそ本当は高齢化社会のものであり、そして退職後それしかも、年金と退職金しかないという皆さん方に、そこから税金をわあつと取るのじゃなくて、五十年以来いじつてないのでございましてはさめてそこらに今度の税制改革に当たつてはさめてあげるといふそんな配慮が本当は必要だと思ひます。大蔵大臣、最後に御答弁いただきたい。

○宮澤内閣大臣 たいだいまのようなところに当たられる方々には、生活保護基準の引き上げ等々いろいろな施策を蔵出面でも動員いたしまして、そういうことのないように極力努めたいと存じます。なお、退職所得控除額につきましては、前回の改正から長い時間がたつております。控除額の引き上げを行うべきではないかという御指摘がございます。そのことを承知いたしております。国会におきますような御議論を踏まえつつ、十分検討させていただきます。○米沢委員 最後の最後ですが、これは今国会に間に合ふのですか。ずつと先の話ですか、今の退職所得控除の話。

○宮澤内閣大臣 国会の御意向を踏ましまして、できるだけ速やかに検討させていただきます。○米沢委員 終わります。○海部委員長代理 これにて米沢隆君の質疑は終了いたしました。工藤晃君。○工藤晃君 委員 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、まず、私がここで質問に臨むに当たりましての態度を述べたいと思ひます。第一に、我が党はこれまで、消費税法案、これは公約違反であり、国会決議違反であり、撤回すべきであり、もしやるといふならば国会解散をして信を問ふというのを強く強く述べてまいりました。

第二に、今やこのリクルート疑惑、広がるところを知らず、底知れぬ深さをあらわしているときに、国民の信頼を取り戻すために何としてもこのリクルートの全容解明こそ国会に課せられた最も重要な課題であり、これを果たしていかなければならぬ。したがって、こういうときに自民党竹下内閣がリクルート疑惑の幕引きを図つたリ、消費税法案の審議入り、公聴会設定、さらに衆議院での採決を急ぎ、そうして強行しようとする方向をとっていることに強く抗議をあらわしてまいりましたし、今も改めてあらわすものであります。

さて、私は冒頭、リクルート問題について伺いたいと思ひます。我が党が十月十一日、ドウ・ベストリストを発表して以来、政界、官界ぐるみというべきこの事件の底知れぬ深さ、広がりが次々と明らかになってきております。

リクルートは、一体何をねらつて百四十名、二百万株以上という株のばらまきをやつてきたのか。これまで見たところ、第一に、中曽根前首相、藤波官房長官を初め、既に名前が明らかになつただけでも中曽根内閣のときの主要閣僚九名に株が渡つてゐることあります。政権中枢に及ぶ政権

丸ごと買収のねらいでありませんか。

第二に、竹下、宮澤の歴代大蔵大臣にねらいを向けてゐると同時に、江副氏みずから政府税調の中に入り、その中でも株をばらまいてゐることなど、税制改革にも手を伸ばしてゐるねらいが見られること。

第三に、本業である求人情報産業で文部大臣、文部事務次官、労働事務次官などを抱き込むねらいが見られること。

第四に、マンション、土地転がし、リゾート産業などで、そこでの荒稼ぎをねらつた株の分配が見られること。

第五に、将来をにらんで先端情報産業に新規参入し、リクルート情報帝国をつくり出すために、電電公社、現N.T.T.に食い込んで最大限利用する、そのため真藤会長を初め役員に株をばらまいてゐる。

これら既に明らかになつたことだけでも、ロッキード事件を上回る大疑獄事件の様相をあらわしつつあると言へるのではないでしようか。その真相、その全容を徹底的に解明し、国民の前に明らかにし、責任を追及することが、総理、竹下内閣の最大の今の責務ではないでしようか。

ところが、竹下総理のこれまでの答弁を伺ひましても、違法性がない、単なる経済行為、このやうに逃げたり、あるいは四つの分類ができるというた何か評論家のお話を聞いているように述べたり、どうもそれらしい限りであります。なぜ、みずからの責任で総理が政治生命をかけて解明すると、その一言がはつきり言えないのでしやうか。なぜ、自分にかかわる事実を含めて進んで明らかにすることともに、自民党の内部に向かつてあるいは各省庁に対して、株をもらつた者はみずから名のり出よという呼びかけができないのでしやうか。疑惑にふたをするやうな態度を改めて、今こそ自浄能力を発揮し、今国民の間に渦巻いてゐる批判にこたへるべきだと思いますが、総理、いかがでしやうか。

○竹下内閣総理大臣 いつも申し上げますよう

に、私は、四つの点ということが評論家のような表現だとおっしゃいましたが、私なりに正確に分析をいたしまして、四つの角度からこれの対応に對しては心をささぐべきであるということを申し上げておるところでございます。

○工藤(晃)委員 それでは今までの答弁から一歩も進んでないわけでありまして、それでは真相解明に對しても決してプラスにはなりません。

さらに言いますと、もつとはつきり言いますと、中曽根政権の中核を巻き込んだ、ロッキード事件の田中角榮に引き続き総理大臣の犯罪の疑いが深まっているということが言えるのではないのでしょうか。中曽根内閣のとき江副氏がなぜ重要なポスト、政府税調あるいは土地臨調の参与、大学審議会の委員あるいは教育課程審議会の委員、この四つのポストを手に入れることができたのか。さらに、リクルートの将来にとつて決定的な情報産業の面でNNTに食い込んで、そしてアメリカのクレイ社の大型スーパーコンピューターの導入について、そこで中曽根首相の関与があったのではなかったのでしょうか。なぜ中曽根氏及びその周辺に株の譲渡がずば抜けて多かったのでしょうか。

ロッキード事件のときに国会でも法務省刑事局長として活躍された安原元検事総長は、謝礼にせよ先行投資にせよ、何の見返りも期待しないであれだけの金を動かすことはありまじと述べておられます。何の見返りも期待しないであれだけの金を動かすなんていうことはありまじと述べて安原氏は、だから江副さんを国会で証人喚問すべきでしょう、それによつて政界、マスコミ界に流れた金の趣旨を解明し、国会みずからが政治的、道義的責任を明らかにしなければ社会の公正なルールやモラルは確保できません、特に政界の責任は重いと思いますよと述べているのも本心に当然だと思ひます。

我々は、ロッキード事件を体験しております。ロッキード事件に国会が果たした役割、あるいはそのときの内閣が取り組んだ姿勢、それと比べて

いささかも劣ることがあつてはいけないうわけでありまして、民主主義の根本が問われているこの問題で、先ほどは四つの分類だけのお答えに終わりましたが、もつと積極的に真相解明に取り組むという総理の決意を伺わしていただきたいのであります。

○竹下内閣総理大臣 せんじ詰めてみれば、四つの範疇の中で究明すべきものであるというふうには私は整理いたしておるところでございます。その範疇の中で精力的な対応をするのは当然であると考へております。

○工藤(晃)委員 四つの範疇からなかなか出ないので、これはさらに我々は追及してまいりますが、ここでは主務大臣として宮澤大臣がおられます。先般弁明発言をされました。その問題につきまして、私自身聞いていてどうしてもわからなかったことが幾つかありますので、改めて何回次第であります。

第一の点というのは、この報告の決定版と言われるかもしれませんが、そこに至るまでなぜこんなに時間がかつたのかという素朴な質問であります。朝日新聞の横浜支局の記者がこの問題でいろいろ大臣に伺おうとしたのはたしか六月下旬、それから七月、八月、九月、十月と四カ月もたつたわけでありまして、しかも、これはせいぜい二年ぐらいい前にさかのぼることであつた。しかも、服部恒雄氏がこれにはかんでいたという御説明であります。服部さんはただの秘書ではなしに秘書官であります。まさに大臣と一体に、一番身近にいて分身とも言われる方でありまして、こういう問題があつたとき、調べようと思はば直ちに調べ、それが報告されなかつたのか。四カ月前にかつてやつたことまで至つたのか。明らかにしようという熱意が極めて薄かつたのか、あるいはまた事実をそのまま述べられないので何かあれこれ迷つていたのか、どちらかと考へざるを得ないので、なぜこんなに時間がかつたのか。この点いかがでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 当初、全くわからなかつたこと

でございますので、調べるのに多少服部が時間をかけました。その後は、調べまして聞きましたところをその都度御報告申し上げまして、せんじ詰めて申し上げました。それ以外につけ加えることはございません。

○工藤(晃)委員 続いて伺いますけれども、それならばなぜ十月以降になつて、服部名義での取引でなしに宮澤本人の名義であつたと説明を変えられたのか。私たち見たところ、十月十一日に我が党がドウ・ベストのリストを公表してそこで宮澤本人名が出てきたから、それで変えたのではないかと。つまり、新しい事実が突きつけられると初めてこれまで述べたことを修正したとしか見られないというところは、全体としては事実を隠し、しかじやんごとなき事実が出てくるとその部分だけ修正したとしか考へられないのですが、その点いかがでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 その点もせんじ詰めて申し上げて

ございませう。

○工藤(晃)委員 せんじ詰めてどう述べられたのかさっぱりわからないのでありますが、続きまして私の疑問の続きを述べますと、河合氏という第三の男が出てこられまして、そして宮澤さんの名前を借りればコスモス株が手に入るといふことで、あつたという間に二千万円以上もうけて自分の事業に充てたといふことです。これは個人にとつても極めてドラマチックなもうけ仕事だつたと思ひますが、そういうことであるにもかかわらず、その河合氏はなぜ、九月三十日、一万株三千万円で買ったといふことだけは覚えていて、それで自分が訪ねていつた相手のお名前はだれか忘れた、これはどう考へてもあり得ない話だと思ひますが、どうなんですか。ちなみに言いますと、九月三十日というのはドウ・ベスト文書に書いてあるからこれだけは事実としてつけ加つたのじゃないかと思ひますが、どうして肝心なところは忘れてしまふようなことになつたのでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 せんじ詰めて御報告申し上げますが、私が受けました報告のすべてでござい

の河合さんはまた、どうも宮澤さんの名前が出ては御迷惑がかかる、ここまで配慮があったということでありますが、それならば、服部秘書官の名前が出て同じく宮澤さんに御迷惑がかかるわけでありますから、なぜそのときは河合さんは自分の名前であつたのか、この点いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣　それも、河合氏の説明としてせんだつて御報告を申し上げたこと以外にございません。

○工藤(晃)委員　以上、幾つか伺いましたけれども、これは私だけでなしに、この前説明されたことをもう一度読み直してみるとだれでもおかしいという点について私は一つ一つ伺ったわけですが、それについてこの前の説明のとおりということは、新たに疑問点に対して説明がなされないという点であります。そうだとすると、ともかくあり得ない話がありながらも多過ぎるから私たちは聞いたわけでありますが、しかしどうして、それならば一番わかりやすい話は何かというところ、結局御本人が買ったのではないか、服部名義で売ったのではないかというのがよく広がっている推理であります。この方が一番本当らしく聞かえてくるし、私もそう思いますし、それはまた朝日新聞の横浜支局の方が服部秘書官に会ったとき、ほかの政治家の秘書に会ったときとまるで違つて、資料を見せられても即座に否定したということとなつてみるとそういうことになつてくるわけでありますが、委員長、これはどうしてもここで、この問題の質問は私は次に移りますけれども、明らかにしていかなければならないことが余りにも多いということですから、当委員会が決めました参考人を一刻も早く呼ぶということに加えて、我が党が要求してまいりました江副氏を初め一連の要求している人々を証人喚問すべきであります。これは委員長としてぜひ取り計らうていただきたいところであります。どうでしょうか。

○海部委員長代理　後刻理事会において御相談し、また委員長にも、その旨お話のあつたことを

お伝えしておきます。

○工藤晃委員　今私は、どこに行きましても、それから新聞の投書欄その他を見ましても、国民の間に大きな怒りの声があふれている、このことをしっかりと見なければいけないと思うわけであり

朝日新聞十月五日の調査を見ましても、消費税反対六五%、賛成一六%。リクルート事件の税制改革絡みでの意見として、「まじめに税金を納めるべきばかり」三三%、「政治家の倫理感のなさ」二四%、「多額の売却益に税金がかからない腹立たしさ」二二%です。

朝日ばかりという声がありましたので、その後発表された政府外務団体NIRAの委託で行った「税金オビニオンダイヤル'88」を見ましても、政治不信の声が過半を占めています。消費税導入反対四五・八%ですが、すぐにはやめてはならない、慎重と言われる意見二五・六%を加えましても、ともかく今すぐやるべきではない、それは七一・四%になります。ここに出されたのは、本当は全部ここで御紹介したいくらいなものでありますが、一、二拾いますと、「税制論議に入る前に政府の態度を正せ。まずリクルート問題に名前を連れた人を公表して、その人たちが税金を取つたりと、国会でやつてもらいたい」「リクルート問題をみても、総理大臣をはじめ、本当に図々しいと思ひます。自分たちの態度を改めてから改革をすすめるべきです」「自分たちはリクルート問題をみてもわかるように私腹をこやしていながら、国民から税金をとるなんて許せない」というのが先ほどの政府外務団体のNIRAの委託で行った報告にあり、この報告書があるのであります。まだいっぱいあります。

一口で言つて、リクルートコスモス株に群がり、ぬれ手にアワの大もうけで税金を払わない政治家が、消費税で大増税を押しつけるのは何事だ、こういう国民の声に対して率直に、総理、どうお考えになりますか。これが今広がっている声ですよ。どうお考えになりますか。

○竹下内閣総理大臣　体制側にある者は、あらゆる批判に絶えず謙虚に耳を傾けるべきものである、このように考えます。

○工藤晃委員　謙虚に耳を傾けるということ、それは従つて実行すべきであります。

さて、国民の声は、リクルートはリクルート、税制は税制、こういうことははや通用しないという点であります。第一に、総理、副総理・大蔵大臣、幹事長、自民党政調会長を初め消費税導入など竹下税制改革法案の推進者、この名義はともあれ、コスモス株を譲り受けた疑惑の人になつてゐる。国民に信用しろと言つてもそれは無理だ。第二に、消費税の原案をつくつた政府税調もリクルート汚染があるのではないか。

コスモス株を譲り受けた中曽根前首相、その人事としての政府税調、元毎日新聞編集局長歌川令三氏がおりました、彼はもうやめましたが、中曽根前首相のイニシアで暴れ馬、その中には江副氏がおられました。それから消費税原案をつくつた第三部会長の代理の公文氏もおりました。それからまた第三者割り当てを受けたウシオ電機の子牛尾氏もおりました。どうも税制改革案づくりのところからこのリクルート問題が絡んできていると見ざるを得ませんが、ここで私は、この江副、公文、牛尾の三氏がエコノミスト八五年十二月十七日号で「暴れ馬」座談会をやつてゐる、この暴れ馬の皆さんがどんな発想で新しい税を提案したのか、述べてみたいと思ひます。

「中曽根首相は十人の「暴れ馬」を特別委員に任命した。三人の「暴れ馬」に集まつていただき、税制改革の方向を議論してもらつた。」これがエコノミストのコピーであります。それで江副氏が言うには、「いま一億中流意識ということがいわれていますが、言葉を変えれば、一億高所得者になりつつあるといひましょうか。」公文氏が、「逆進というのは、それはほんとうに貧しい時代の話であつて、つまり逆進性ですね、収入の少ない者がほど税金を重くする、そういう逆進はそういう時代の話であつて、豊かな社会は基本的に大

衆課税であるのがあたりまえだと思ひます。」だから大型間接税というのです。それで、牛尾氏が續いて何と言つてゐるかと申しますと、余り所得に対して「捕提率を高くしようと思つと、実に住みにくい社会になる。アメリカみたいに捕提のおおらかな国が横にある。だから、きわどい人はみなあつちへ行つてしまふということになる。」「活力があつて、すぐやる気のある人のうちの半分ぐらひはきわどい人が多いですね。その人が全部いなくなつちゃうと、国は非常に秩序正しくなるんだけど、なんとなく競争力が落ちる」というところがあるんですね。あんまり整然たる社会になると、魚棲まずというところがあるんですね。そういう意味では、間接税はやりやすい方法だ。」

いいですか、この三人の暴れ馬が言うには、今や一億高所得者になりつつある、豊かな社会だ、逆進なんて問題になるか、基本的には大衆課税が当たり前だ、こういうことを言つておられます。自分たちだけはぬれ手でアワで税金を納めないうけに、今や大衆課税が当たり前だ、大型間接税だとおつちやつておられます。さらに、活力があつてすぐやる気のある人のうちの半分ぐらひは際どい人——際どい人というのはどういふ人なんですか、江副さんがそばにいたからそんな感じがしたのかもしれませんが、所得の捕提率を高くすると際どい人がアメリカへ逃げていつてしまふ、国は秩序正しくなるけれども競争力が落ちる、だからそういうことはやめて間接税にしましよう。こういう意見ですが、今や一億高所得者時代だから大衆課税がいいんだというこの意見、あるいはまた、際どい人が日本経済を支えているから、所得税の捕提率なんか厳しいことをしないで、もうして大型間接税にしよう、政府税調でこういう議論がされたと判断せざるを得ないわけですが、今私が紹介したこの三人の意見について、大蔵大臣どんな、まことにそうだというお感じでしょうか、それともこれは違ふぞというお感じでしょうか。

○宮澤國務大臣 前、後よく読みませんとわかりませんので、批評いたしかねます。

○工藤(晃)委員 私は、都合のいいところも悪いところも、ここに持つてきたものでそのとおり引用したことでございます。ですから、際どい人はアメリカへ逃げてしまふと困るから所得税を厳しくしないで大型間接税にしようとか、こういう意見が少なくとも政府税調の中でこの主要な三人が述べられたと判断できる事実がここに残っているわけでありまして、そして、さっき言いましたように、これを任命された中曽根首相は株を受け取っている。そして江副氏が入って、公文氏や牛尾氏の方に株をばらまいている。そしてどういふ議論をやっているかと思うと、まさにこういう国民から見ればふざけたことを言うなという議論をやっているわけでありまして。

こういう意見が税調の中に入り込んだという事実があることも含めまして、税制改革案をつくられる過程そのものにこういうリクルートの汚染が入り込んだと見るを得ないし、その意味からいっても、国民がまた、今やるのはリクルートの解明だ、税制改革なんか今やるべきじゃないと言っているそれにこたえる意味からいっても、それこそ今の竹下税制改革案は白紙撤回すべきだと私は思いますが、総理、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 税制改革をしようということ、国会の召集を申し上げ、そして御提案申し上げておるわけでございますから、撤回の考えはありません。

○工藤(晃)委員 その答弁が、いかに今の国民の願い、感情から離れているかということを御指摘しまして、次に、問題の消費税の問題に入っております。

あらゆるものが課税対象になってしまふのではないだろうか。売上税のときは、政府は、飲食料品初め五十一の非課税取引があるから、課税分野の割合は家計の消費支出の四割程度になると説明しました。四割ぐらいだと言いました。消費税は、家計の消費支出の一体何割ぐらいになるのでしょうか、お答えください。

○水野(勝)政府委員 一割程度かと思えます。

○工藤(晃)委員 今、聞かえなかつた。一割程度と言つたの。

○水野(勝)政府委員 失礼しました。逆の数字を申し上げたわけでございます。一割強が課税対象外、その他の部分が課税対象ということでございます。

○工藤(晃)委員 要するに九割ということでありまして。家計の消費支出の九割にかけられる、このことはこれまでなかなか明らかにされてこなかつたのですが、きょう私、初めて伺いました。

大蔵省が出した資料によりますと、あらゆるものに税金がかけられるということは、ちよつと述べますと、売上税と比べて、飲食料品、それからマイホームを買う、建築をする、それにかかる、借家の家賃にかかる、医薬品にかかる、医療用具にかかる、お産にかかる、予防接種、予防注射、健康診断にかかる、保育所と助産施設を除く第二種福祉事業にかかる、在宅福祉にかかる、障害者の車いす、点字タイプライターなど障害者用物品にかかる、福祉電話、障害者使用電話にかかる、鉄道、バス、タクシー、宅配便などにかかる、旅客定期航路、離島の航空路線にもかかる、教科書、新聞、テレビ、国が企画した催し物や文化財公開の入場料、中古車にかかる。家計のほとんどあらゆるものが課税対象になるのではないかとこのこととあります。

かからないものを探すが大変だという声のとおりに、まさに家計のすべてにかけられるわけでありまして、大蔵大臣、本来税金をかけるはならない母子世帯、老人世帯あるいは貧困世帯に対して、それこそ食料品から水道、電気、ガス、家賃、交通費、電話料金、公共料金のすべてにわたつて税金をかけることになるということを、もう一度ここで確認していただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 そのような世帯の方々につきましては、十分な配慮を献出面でいたしてまいりますし、これからのいたすつもりでございます。

この消費税は、医療、社会福祉、それから教育の一部につきまして非課税でございますが、その他につきましては原則として課税ということでございます。

○工藤(晃)委員 いろいろ政策によつてというのは、私の後の質問の方でただすことにしますけれども、今ともかく母子世帯、老人世帯であつてもすべてにかかるといふことが確認されたんだと思ひます。

もともと、税制をどうするか議論するときに一番重要な前提は何でしょうか。今国民の所得がどうなつてゐるのか、所得の多い人、少ない人、所得の全体の分布が一体どうなつてゐるのか、このことをまず実証的に研究した資料を用意して、それで今こうなつてゐるからこの税金をかけるといふ影響が出てくるということをまず調べなければならぬ。しかし、この問題につきまして先回私が質問しましたときに大きな疑問を投げかけ、また批判も行いました。

それは厚生省の行つてゐる収入調査、所得再分配調査によりまして、一九八四年、全世帯を収入の少ない世帯から多い世帯に五つのグループに分けます。二〇％ずつ分けます。年金など公的給付を受ける前の当初所得では、一番高いところは一番低いところの十三・一倍という開きがある。年金など公的給付を含めての現金収入で見ると、一番高いところが一番低いところの七・二倍である。非常に大きな格差であります。アメリカの収入調査は、九・一倍という格差を指摘しております。これは八四年の数字であります。

さらに、この問題に続きまして、六〇年代以降の傾向として、厚生省の収入調査によりまして、七五年に一つのピークがあらわれます。オイルショックのときです。これが八・八倍ですが、八四年はさらにピークをつくつて十三・一倍となつてゐる。したがつて、大蔵省がこれまで宣伝してきつたところの平準化という格差が縮まつていく傾向ではなしに拡大する傾向にあるのではないかと、この事実が明らかになつてきたわけでありまして。

そこで、もう一度ここで確認しておきたいのは、前回質問したことですからもう繰り返しませんけれども、大蔵省が家計調査を使つて、勤労者世帯を使つて、収入の高いところが入つてこない、それから収入の低いところも入つてこないこの調査で、いかに今の収入の格差がわかるのか、このようなことを言つてアメリカの方の収入調査と直接比較するのは、統計としてもこれはやり方が間違つてゐるということをはこの前は確認されたと思ひますが、この点が一つ。

それから宮澤大臣は、これは會議録にもありますが、我が国がこの何年間か経済が非常に難しく、多少逆の方向、つまり拡大の方向に行つたかもしれないという感じがしますが、ともかく政策目標としては平準化にしたいものだということも認められました。このことを改めてここで認められていたが、このことを改めてここで認めたいと思ひます。

○水野(勝)政府委員 前段の点につきまして申し上げたいと思ひます。

前回も申し上げましたように、戦後シャープ税制以来の抜本的な改革をいたしたい、そのためにはデータといたしまして、その時代からの連続性のあるものとしての家計調査を使つていただいているということ、前回も申し上げたところでございます。

○宮澤國務大臣 二回目の石油危機がありましてから最近まで、非常に雇用の不安がございまして、長い間の平準化、格差の縮小という傾向に一時停滞あるいは多少の後退が見られたということは事実と存じますけれども、現在雇用状況も回復いたしております。これからはまた今までのそういう長い間の傾向線に戻つていくものと考えております。

○工藤(晃)委員 私は、さっき二つ聞いたのです。収入調査でない家計調査で、一番お金持ちとそれから収入の少ない人を除いた調査で、それで日本の貧富の格差がどうだなどという勝手なこと言つてアメリカの収入調査と比較するのはおかしいですね、おやめなさいと言つて、この前は認

めざるを得なかったんだと思いますが、先ほど水野主税局長は全然それは言われなくて、専ら言ったのは、家計調査というのは昭和二十六年からある。たしかそこから始まっているのですよ。これはつながりがあるからこれが続けるんだと言っているが、今問題になっているのは、それこそ収入の低いところと低いところはどれだけ開いているか。それをその調査にもならない家計調査で幾らつなげてみたって何にもならないじゃないですか、何を答えているんだということになりますよ。

それからもう一つ、これはもし統計をよく勉強された方ならだれでも知っていることなんです。昭和二十六年、二十七年の家計調査、ちょうどスタートを切ったばかりです。あのときの調査というのは、その後点検してみると非常に不十分で、調査漏れが多く、アンダーレポーティングです。それで、あれは余り今は使えない物にならないというのが専門家の意見になっており、これは前回も私述べましたけれども、経済企画庁の中で、国民生活研究所の中で一貫して国民の所得や生活の状況を調べてこられたこの問題でも第一人者の石崎氏が書いてあることであります。

そういうことで、シャープ税制のときというのはどうかというと、むしろ財閥解体があつて土地改革が行われて、そして労働組合運動が盛んになるような時期で、この格差が縮まったとき、これは石崎さんも指摘しております。そして、その後五〇年代は格差が広がりました。それから六〇年代、確かに少し緩む時期がありますが、また広がるということでもあります。したがって、一貫してなどということは言えないし、そういう長年のことを言うならば、なぜ本格的な統計に基づいて言わないかということですが、この点につきましてはここでおきます。

九百六十五万四千円、七・二倍ですが、それぞれ消費税の負担はどうなるのでしょうか、どのくらいになるのでしょうか。こういう検討はされませんでしたでしょうか。これはきのう質問を求めておきました。

〔海部委員長代理退席、羽田委員長代理着席〕

○水野（勝）政府委員 御指摘の数字は収入なり所得の数字でございまして、私どものこの消費税からまいりますと、消費支出につきましての御負担でございまして、算定をできるわけではございません。けれども、所得、収入、そうしたものは直にここで申し上げられるような数字としてなかなか申し上げにくいところでございます。

○工藤（晃）委員 これは重大な点だ。新税を出して、それが収入の少ない人たちに、それから中間の人たち、それから多い人たちにどういう負担をかけるか、これはまさにそれの所得に対してどれだけ負担をかけるのかというところが問われているのに、その資料さえも用意してない、検討さえもしてない。それでこの法案を出して審議して、そしてどうのこうの、これはおかしいじゃないですか。なぜそういう基本的なことをやらなかったのですか。手順としてもおかしいと思えます。これは重大な問題です。

○水野（勝）政府委員 そういった面の分析、数字につきましては、ライフサイクルに應じた負担率の調査、収入の五分位別の負担の調査、もろもろの側面からのものを私どもなりにいろいろ検討してお出し、御検討を願っているところでございまして。

○工藤（晃）委員 この税金が逆進性ということ、これは総理も認められますね。逆進性というのは所得に対してですよ。低い人の負担が重い、高い人が軽い、だから逆進性だ。ところが、このいかに逆進性であるかという調査はやってない、こういうことなんですよ。だから重大だと言っているわけなんです。それならば仕方がないので、私の方で計算したものをちょっと述べます。

第一・五分位、年収百三十三万三千円は現金収入の約九〇％が消費支出に回る、それから第五・五分位の九百六十五万四千円は約五五％が回る。こういうふうに見られます。それから、先ほど主税局長も認められましたように、消費支出の約九割が課税対象になりましたから、第一・五分位は三万二千元、現金収入の二・四％、第五・五分位は十四万三千元、現金収入の一・五％。収入が一番少ない二〇％の世帯と比べて一番多い二〇％の世帯、収入は七・二倍も多いわけでありまして、その少ない方が税の負担率は、二・四％と一・五％ですから、高い方と比べて一・六倍も重い。これはもう大変な逆進性と言えらるのではないですか。

だから、総理はこれまで所信表明やあるいはまた税制改革法案でも公平という言葉を使われておられますけれども、母子世帯、老人世帯、非常に生活の苦しい世帯に対して家計費のすべてにかけるような消費税、しかもこの低い層の方が高い層と比べて税負担が一・六倍も重いような、そういう驚くべき逆進的な税制をなぜ公平と呼ぶのか。それともこの税制は本来公平じゃないのだ、ほかの施策で何とかするのだ、その辺のけじめをぜひはっきりさせていたいただきたいと思えます。

○竹下内閣総理大臣 私がいつも申し上げておりますことは、ちょうど昭和二十三年、取引高税が議論されたときの速記録にも、今おっしゃったと同じ議論が行われておるのでございます。ただ、そのときは百万長者という言葉が使われてありますが、今ではちよつと、百万長者と言えませんが、その百万長者かな、こういう感じもいたしますが、その取引高税、一％でございすけれども、そのときの議論にもございす。

が、いわゆる逆進性というものは、私はいつも否定しておるわけではございません。ある意味において逆進性であるという面があることは否定できない、こう申し上げております。ただ、要するに公平という問題については、別の意味における公平というものは、いわゆる所得に應ずる、能力に應じ

た応能主義的なものと消費の多寡に應ずるところの公平さというものは、消費税というものはまた理論的に存在しておるといふことも私は言えると思うのであります。

がしかし、今おっしゃいました、そこでそうした問題については財政面ではいろいろなことを言ってきたじゃないか、申されたとおりであります。配慮しておる点、六つの懸念から七つの懸念になり八つの懸念になったおるわけではございませんが、まず最初に申しましたのが、消費税の税率を極力抑制して三％、そういうことを配慮したということが一つ。二番目には、消費税の非課税取引について、広く薄く公平という基本的考えを踏まえつつ、医療や福祉等の分野を非課税にした、こういうことが二つ目。三つ目が、これは今工藤委員のおっしゃった範囲にはあるいは入っておられませんが、大蔵省の所得減税等によつて中堅所得者を中心に税負担の軽減を行うとともに、各種控除の引き上げにより課税最低限の引き上げを行つておる、これが三つ目。それから四つ目が、消費税の導入に伴い物価への影響が生じる場合は、生活保護、在宅福祉等に手を差し伸べるべき人々に対して、施策については適切な配慮をする。これが財政上とあるいは他の税目によつて、この逆進性というものを対する対応する施策だといふようなことを御答弁申し上げておるところでございます。

○工藤（晃）委員 とにかく逆進性は認められましたが、そして、その他のものもそのことをやるということを述べられましたが、それはまたこの後私が伺つていきたいと思ひます。

一つだけ申し上げておきますが、所得が高い者が税金をより高い率で払ふ、こういうことと、何か消費が、同じ卵を食べたら金持ちも貧乏人もみんな何％払ふ、こういう水平がある、これは成り立たないのです。これは学説でも何でもないので、私は別にマルクスやレーニンの財政学で言っているのではなしに、大蔵省に大学を出てお入りになる方ならばだれでも勉強してこられるマス

グレイブの財政学などを読んで、まず、等しい状態の人、等しい所得の人に等しい税金の負担、これが水平的公平で、しかしこの水平的公平と垂直的公平というものは同じ金貨の両面で、こういう同じ所得の人に同じにかけるといことは、同時に違ふ所得の人には違ふ割合でかけるといこの垂直公平が必ずなければいけないのであつて、あくまで所得というものを中心にして公平を論じている、これはもう常識なのであります。垂直も水平も一体のものなのです。ですから、さつき言いました収入が一番少ない方が一番高いところと比べて一・六倍も税負担をするというのはどこの公平か。どこも公平じゃない。全く不公平なのです。それだからこそ、我々は最悪の不公平税制だと言っているのです。

そこで、今の総理のお話とも絡みますが、生活保護の問題について承りたいと思います。

生活保護の給付をどうかして、貧しい人たちが、一番困っている人たちにも消費税の税負担がかかるけれども何とかなるのではないかと、中和できるのではないかと、こういうことでありますが、今の政府の生活保護行政でそういうことが期待できるだろうか。

それで、具体的に私が聞きたいのは、これは二月のことですが、この衆議院の予算委員会におきまして我が党の正森成二議員が伺った一つの問題がありますが、荒川区で八十七年十月に起きた、七十八歳の婦人が、生活保護の辞退届という形で無理やり打ち切られて、そして福祉事務所に對して抗議の遺書を残して自殺された事件、ここでも取り上げられました。福祉は人を助けるのでしょいか。苦しめるためのところでしょうか。生き抜く瀬も何となくなりました。」と遺書にあつたわけでありました。

これは、これまで政府が、実施要領百二十三号通知の締めつけや、八五年度国庫補助率八割から七割への切り下げとともに、生活保護切り捨て、申請用紙すら渡さぬような水際作戦を全国的に強めたことの中であらわれた痛ましい事件ではない

でしょうか。このことについて厚生省としてはどこまで真剣に反省されたでしょうか、伺いたいたわけでありました。

○小林(功)政府委員 ただいま荒川のケースをおっしゃいましたので、私もこれを調べておりますので、ちょっと御説明させていただきます。

荒川のケースにつきましては、実は東京都の監察医務院の死体検案書を読みますと、これは自殺ではなくて、直接の死因は冠状動脈硬化症による病死というふうな推定されております。それはそれといたしまして、確かに遺書も四通残されておりました。今先生がおっしゃったのは、恐らく共産党の区会議員に対する遺書ではなかったかと思ひますが、それは我々存じません。あと三通ございまして、それにつきましても見てみますと、いずれも迷惑をかけたことへのおわびとお世話になつたことに対する謝意ということに尽きておりました。決して福祉事務所に對する非難めいたものは一切ございせんでした。これは事実でございます。

いずれにしても、私も、この生活保護というものが国民の最低生活を保障する非常に大事なものでございますし、かつ、それが財源はすべて税金で賄われるものでございます。したがって、適用するかどうかという判断に当たりますてはやはり慎重にかつ適切にやらなければならぬ、これは当然のことだと思ひます。その点について我々は十分注意しておりますが、今のケースにつきましてはそういうことでございます。

○工藤(晃)委員 遺書は残してある、遺書は残してあるけれども自殺ではなかつた。では、自殺ではなくて何か病死だ。生活保護を打ち切られて、飯に病死して死に至つた、これだけでも大変な問題ではありませんか。ましてや遺書まで用意している、こういう問題である。

もう一つ、荒川区には大変重大な問題がありますよ。荒川区でこの事件が起きる前に、昭和六十二年度東京都指導検査講評というのをやつており

ます。私たち、その文書を見ておりますが、この荒川区の生活保護行政がどういうぐあいである、その中でこの事件が起きたのか、ここからもわかります。そこで東京都はこう言っているのですよ。「本来なら、保護が受けられるような人についても申請が受理されていない。あるいは、取り下げという形で保護開始に至っていないケースが、記録を見た中で散見される。東京都が見ても、荒川区は受け付けてない、それからやめさせている。相談件数が、八四年度を一〇〇として八六年度七五・一に下がっているのです。しかも、相談に来た人に相談のみの処理、つまり申請の受理をしないわけですね。八四年度二六・二％が八五年度三〇・八％、八六年度四〇・八％に上がつていっている。つまり、相談にも行けないような状態にして、来ても受け付けられないということを東京都が批判しているわけであります。そうして申請受理は、八四年度四五・三％、八六年度三二・四％に下がつて

いる。開始件数は、八四年度を一〇〇として八六年度五六・七に下がつていいる。これは重大だ。東京都も、この荒川区のやり方は認められない、どんどん切り捨てをやっている、その批判を行つているときに、一つ重大な問題があります。

厚生省の方は、この荒川区のやり方の方がいいということを東京都に認めるという圧力をかけている事実を私は聞いております。こういうことがあつたのかどうか、どうしているのか、これは厚生大臣に伺いたいと思ひます。

○藤本(国務)大臣 私ども、そういうようなことは決してしてないと思つておりますが、今初めて承つたことでございますので、十分に調査してみたいと思ひます。

○工藤(晃)委員 この事実は、厚生大臣、ぜひ調べて、改めることは改めなければいけないと思ひます。

さらに、札幌市白石区で八十七年一月二十二日、一人の婦人が三人の子供を残して餓死した事件、これも正森議員が取り上げられましたが、これはこの婦人自身が福祉事務所に行つたところが、九

年前に離婚された、その九年前別れた亭主のところに行つて金ももらえぬかどうか聞いてこいとか、あるいはこの書類を持ってこいとか、若いんだから働けとか、そういうことをさんざん言われるものだから、とうとう怖くて行けなくなつたと言つて、そのお友達の人何人も福祉事務所に何とかしなければいかぬと言ひながら、こういうことが起きたわけであります。

これは今政府が進めている水際作戦、つまり福祉事務所の窓口で申請用紙を渡さずに追い返すのはいいやり方なんだという、その中で起きたことであり、これは荒川区の事件ともつながるわけであります。これが決して偶然でないというのは、この問題が札幌でも、札幌テレビ「TODAY」福祉の谷間で……母親餓死の背景」というので流されたときに、約三百本の電話がずつと鳴り続けたということであります。

これを一、二紹介しますと、「四四歳の女の人です。生活保護の相談に行つたら、いきなり働けと言われ、頭から申請をはねつけられたそうです。言葉遣いが悪く、他人のことを呼びすてでまします。」「保護の申請に行つても、兄弟がいるではないか、働けるではないかと、その都度違うことを言つて何か月も引きのばしてゐるんですとの訴え。」「こういうことがもう数々、三百本も出てきたわけであります。こういう事件は、まさに今政府が生活保護の打ち切り、そういうことをやつて申請用紙さえも渡さないようなこういうやり方、東京都が検査に入つてみても余りにもこういうのはひどいというやり方が政府によつて支持されているような、こういうことから起きていることは明らかでありますし、それはもう現に生活保護予算の補助率が七割にカットされ、そして千世帯当たりの保護率が八〇年度二・一、それが八六年度には一九・九と劇的に下げられてしまつていいる、

そうして結局生活保護の予算は最近五百億円も使い残しが出る、地方でも出るといふようなことになつていいるわけだ。

総理にぜひ伺いたひのは、生活保護で中和させ

るとかそういうことを言われまされども、なるほど給付を少し上げるといふようなお考えなのかもしれないけれども、窓口で受け付けないで、それから受けている人も働け働けと言つて打ち切らせるようなことをやっていると、これでは窓口で追い返された人にどうやって生活保護の方で消費税の重い負担がかかってくるのを中和できるのでしょうか、そのところをどう考えるのでしょうか、それとも本能的に今言われているような非常な非人道的な非人間的なやり方を大きく改めるという決意がおりなんですか、それこそ同様にさせていただきますか。

○竹下内閣総理大臣 基本的に申しますと、先ほど申しましたようにこれは予算編成上対応すべき問題である、いわゆる給付額の問題はそうであらうと思ひます。が、お互いが疑問に思つておるのは、地域別に見ますと、ある地域は千人当たり四十人、ある地域は千人当たり四十人以下と十倍も違う。そうすると、国民の皆様の税を使つて給付する場合、それが、いい言葉じゃございませんけれども、不正給付という感じのものがあつてはならぬといふところに行政といふものの峻別が当然あるべきであらうと思ひます。その行政の峻別さの中に今御指摘のような問題があるといひましたならば、これらに対してはやはり適切な対応をすべき課題である、このように思つておる次第であります。消費税そのものとの関係については、私は直接その問題とは別の問題だといふふうに考へております。

○工藤晃委員 今のどんどん切り捨てていくやり方が、何か切り捨てられた人がみんな不正給付であるかのような発言は絶対認められません。これは正しいといひたい。どういふ根拠でそういうことを言うのですか。絶対にそういうことはない。いいですか、このことは重大な問題だ。現に今福祉がこんなに冷たくなつた、福祉事務所に行くのが恐ろしくなつた、これは全国どこでも聞かれることなんですよ。そういうことをしておいて、それで消費税をさらにかけて、その上何か生

活保護行政で中和できる。中和できようがないじやありませんか。しかし、この問題につきましてはさらに私たち問題にしていきたいと思いますが、老後保障の問題についても少し伺いたいと思ひます。労働省に伺います。

「勤労者の老後生活安定対策研究会報告書」といふのがありますが、お年寄り夫婦二人の家族の希望生計費が月二十二万円である。それから税金や社会保険料などがありますから、このぐらゐの生活はしたいなという生活は二十五万円の収入がなければならぬ。しかし、現にお年寄りの世帯で二十五万円に達しているのは全体の四分の一にすぎないといふことである。また、この調査によりまして、厚生年金がそのとき男子平均月十四万円、こうやつて月二十二万円の生活に達するには一体どのようにしたらいいのか、その研究会ではどのようなお考えを出したんでしょうか。

○甘粕政府委員 今お尋ねの問題につきましては、六十二年五月に老後の安定と充実を求めるといふ研究会から御報告をいただいたものでございます。

今先生からお話がありましたように、希望生計費等が約二十五万円で、現在の六十年年度の厚生年金の受給額が月平均十四万円、これが四十年加入のモデル年金額の場合ですと十八・五万円でございますが、それぞれの場合の不足額十一万円あるいは六・五万円、これにつきましては、これを終身年金で受け取るというふうな六十五歳から仮定しました場合には、十四万円の場合には約一千五百万円、それから年金受給額が十八・五万円の場合には約九百万円が必要である。そのために、言つてみますと、対応をいたしましては一つは若いときからの財産形成等によりまして貯蓄の問題あるいは退職金につきましての充実等が挙げられているところでございます。

○工藤晃委員 今のはちよつとわかりにくかつたようですが、私は本文を読んでまいりましたので別にこれ以上伺いませんけれども、要するに四

分の三の人たちはとてもその収入は手に届かない。そうすると、この報告書は、六十五歳までしつかり働くといふことを前提にして、そのとき千五百万円ぐらゐの貯蓄がなければいけない。しかし、調査すればとてもそういう状態でないといふことがわかりただけです。また退職金も中小企業など非常に少ないし、全体平均しても退職金がそこに至らないといふことから、今のこういう政府の状態からいっても老後の保障が極めて不十分であるといふところへもつてきてこの消費税がかかってくるということ、どうしてそのことで中和ができるのかといふことが言えるのでしょうか。

ついでに、時間の関係もありますが、建設省に、公営住宅、公団住宅、公社住宅などの家賃がこの十年ぐらゐの間でどのくらいふえたのか、答弁していただきたいと思ひます。

○伊藤茂政府委員 お答えします。新規に建てられましてその年に供給をされるというところで、年度ベースで管理開始住宅の全国平均値でございます。第一種公営住宅の家賃は、五十三年度に二万六千四百円、六十二年に四万三百円でございます。第二種公営住宅は、五十三年度に一万七千三百円、六十二年に二万六千四百円、それから公団賃貸住宅でございますが、五十三年度四万三千三百円、六十二年五万五千四百円、公社賃貸住宅は、五十二年三万二千二百円、六十二年六万五千二百五十円となつております。

○工藤晃委員 これはざつと六十一年度を五十二年と比べますと、公営住宅が六六％、公団住宅が九八％、公社住宅が一〇三％上がつています。今どの公共住宅でも問題になっているのは、住んでおられる方の高齢化が進んで、それにもかかわらず家賃がどんどん引き上げられる、こういう状況がある。

そこで、加えて私は、老人ホームの利用料がどのところどうなつていのかについても伺いたいと思ひますが、これは老人福祉施設の一入当たり費用徴収額でよろしいわけですが、五十五年度を

一〇〇として六十三年度幾らになつていましてしょうか。

○多田政府委員 老人福祉施設、特別養護老人ホームと養護老人ホームを合わせまして平均した数字でございますが、五十五年で費用徴収額一人当たり四万八千円、これに對しまして六十三年度は二十三万一千円でございます。

○工藤晃委員 結局一〇〇として示すと四七五、約五倍になつていましてね。そして特に養護老人ホームの場合ですと、二万四千円が十三万二千円ですが、入所者の場合一万二千円が十萬八千円になる。それから特養の場合も、入所者の場合は三万六千円が十九万二千円になる。つまり入所者からいふと、養護老人ホームは九倍、それから特養の場合は五・三倍、大変な引き上げでありまして、男の人で月十三万円の厚生年金を受け取つていても、八万円は取られてしまつて五万円残るだけ、婦人の方は厚生年金四万円と少すから、手取り残るのは二万円ぐらゐだ。そして年金の上がり方が遅くて、この引き上げが最高で一万円、一万円といふふうな引き上げられていまして、これが、もうこれは言うまでもないことであります。が、こういう施設に対する国の負担率を切り下げたのと並行して進んでいるということが事実なのであります。

ですから、私がこの問題で最後締めくくつて言いたいのは、さつきの生活保護といふのは国の福祉としては最低の福祉で、ある意味では国の福祉を見る物差しにもなる。その点で今こういう切り捨てが行われている。それから、一番老後対策といふことが言われながらも、実は住んでいる住宅もそれから医療費も上げられる、あるいは老人ホームも引き上げられるといふ、本当にそういう状態に追い詰められていつていふところに加えてこの消費税が導入され、さつき言つたように生計費の九割にかかるとすれば、これが一体どんな重たい打撃になるのか、これを中和できるというふうなことが言えるのだろうか、この点については総理の御意見を承りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 生活保護は、これは生存権の最低保障、こういう感覚は私も等しいとしております。先ほど来申し上げておりますように、いわゆる消費税の持つ逆進性の部分に対する懸念に対する財政上の措置については、私は中和できるものであるというふうと考えております。

○工藤(晃)委員 これだけ言つて、中和できるというのをあくまで言われるわけなので、もう一点伺いたいと思つて、竹下内閣の今度の税制改革のやり方は、それからまた内容は、レーガン政権のところをやつた八四年の税制改革の進め方、内容と比べても、私は随分違ふように思つておられますが、アメリカの税制改革では付加価値税の導入を否定しましたね、連邦税として。どういふ理由で否定したのか、どういふ検討の結果否定したのか、これはよく国際的な流れであると言われているだけに、この点は答えていただきたいと思います。これは大臣、答えられますか。

○水野(勝)政府委員 幾つかの点を挙げておるようでございます。おおむね総理から申し述べております懸念、こうしたものと同じようなものでございます。第一点は、大きな政府につながる心配がある。第二点は、恐らくこれは逆進性の話だと思つて、税負担が低所得グループに移動する。その次は、物価を上げるのではないかと。それからその次は、日本とや事情が異なるわけでございますが、州それから市町村と申しますか、地方政府に既に幅広い間接税がある、それとの調整が大きな問題だ、このような点を挙げておるようでございます。

○工藤(晃)委員 州税との関係でいいますと、今米国では売上税というのがいかに不公平であるかというので撤廃運動が非常に広がつてゐる。そういう状況の中でこういう問題が検討されたということが一つありますが、私がはつきりさせなければいけないのは、アメリカの税制改革案、三冊の本から成つておりますが、その中で第三が付加価値税ということになっております。この付加価値税の検討だけで百数十ページにわたつておりま

すが、その検討の仕方が竹下内閣と著しく違ふのではないかと、そういうことなんです。

それはどういふことかという、まずアメリカで付加価値税を検討するときに、年収一万ドル以下から始まつて、一万ドルから一万五千ドル、そのううふうにして八ランク、最後は二十万ドル以上として、それぞれがこの付加価値税を導入したという負担率になるのか。これは、こんないろいろグラフを使ひまして、一番低いところでは一四％ぐらいになる、一番下ではうんと差がある、こういう逆進性を調べた。これが一つですね。調べた上に、今総理が中和とかいろいろ言われましたけれども、実際に生活保護のような給付を物価にスライドして、そして対策をとつた場合どれだけ緩和ができるだろうか、食料品をゼロ税率にしたらどれだけ緩和ができるだろうか、あるいは税額控除という方法をとつたらどれだけ緩和ができるだろうか、それぞれについて実際にやつてみて、そうしてその結果として、結局これは一番貧しい人に重い負担が残るというので、二つの理由でこれは、水野主税局長がごちやいゝる言ひましたけれども、二つの主な理由なんです。一つは貧困線以下、そういう人たちに絶対的な負担をかけるということでありまして、二つ目は逆進性ということなんです。この二つのことから、さらにさつき言つた中和策をとつてもこれは何も困難を取り除けられないということから、このことを拒否したわけでありまして。

私が聞きたいのは、さつきは大蔵省は、それぞれの収入階層ごとにどれだけ税負担がかかるかというところをやつたかという、これはやつてない。それからもう一つ、では課税した上でいろいろな対策をとつたとき具体的にどこまで緩和できるのか、そういう検討をしたのか、これはやつてない。やつてあるというならぜひ見せてもらいたいわけでありまして、これを出して、その上で中和とかいうことを議論してほしい。もともと税金問題を我々が論ずる、検討するそのアプローチからして、本当に収入がどうなつてゐるのか、どう

いう負担になるのか、どこまで緩和できるのか、こういう実証的な検討も何もしないで、そうして逆進性はあるけれども中和できます、これではどうしようもないじゃないですか。だからこのことははつきりさせたい、それでどういふところならばぜひアメリカのやり方を学んではどうですかと言つてゐるわけでありまして、どうですか、このアメリカのやり方と比べて。

○水野(勝)政府委員 所得階層別と申しますか収入階層別等の分析につきましては、ライフサイクルに應じた負担の増減状況、それから年収の百万円刻みの負担の増減状況、それから分位別のものもそれぞれお示しし、それぞれいろいろな御検討をいただいでいるところでございます。

それから、中和策の具体策につきましては、これはまさに明年度以降の予算編成の中で具体的に進められるところでございます。

先般シャウブ博士が来日されて、アメリカでもいろいろ検討をされてゐるようですが、こうした税の動向はどんなものですかとお聞きしましたら、やはりこれはアメリカの連邦、州、地方府、この点の問題が一番ネックになつてアメリカではなかなか進まない、こういうふうなお話でございました。

○工藤(晃)委員 シャウブさんが来て、都合のいいところだけ言おうとしたのでしようけれども、今の中和策の問題一つとつてみても、それは来年度の予算編成だ、それをどういふことをやつてからどこまでやれるか示さないで、これは来年度の予算だ。これは当てにできないじゃないですか。さてそこで、私は税収見積もりの問題に移りたいと思ひます。

消費税の税収は幾らか。大蔵省は、五兆四千億、それで三兆四千億を調整しますと純増税が二兆円と発表しております。そこで聞きますが、消費税の税収規模五兆四千億、これはちゃんとした計算によるものでありましようか。この問題であります。

○水野(勝)政府委員 御指摘のように、需要サイドと供給サイドからの試算があり得ることかと思ひますけれども、税制に應じた具体的な階層別の状況の分析とか業種別といったところからの分析にたえ得るものとしては、やはり先ほどお示しの支払う側と申しますか、そうしたものでないところと税制上の仕組みに合わせた分析といつたものが不可能でございまして、私どもとしては、法人企業統計等の支出サイドと申しますか、供給サイドからの分析でもつて積算をしてゐるわけでございます。もちろん支出サイドからマクロ的にこれは水準としてどうか、そのようなサイドチェックは行つてゐるところでございまして、そうしたサイドチェックによりまして二つの方式につきましても大差ない、このような感じを私どもは持つてゐるところでございまして。

○工藤(晃)委員 私は主なもの四つだと言つた。その四つはどうですか。それを聞いてゐるのです。

○水野(勝)政府委員 国民経済計算の大きな項目としては、そのようなものがあるかと思つてございまして。

○工藤(晃)委員 ともかく大蔵省は付加価値の方からの計算も示されましたが、同時にこの負担の側からの計算も行つてきたわけですから、その大蔵省が出されたもので私は聞いていくわけでありまして。それによりまして、八六年度民間最終消費支出を百六十三兆円とされております。これはもとの百九十三兆円から実際に支出してないいわゆる帰属計算を除いて、三十兆円を除いた数として百六十三兆円であります。

さて問題は、一九八九年以降であります、八七年度に四・二％の伸び、それから八八年度の見通しで五・一％の伸び、これは民間最終消費支出の伸びであり、それから八九年度について言いますと、最近の民間の調査機関が行っているのは五・五％から六・六％であり、五・五％とすると、八九年度は百六十三兆円が百八十七兆円に伸びます。そうすると、一方大蔵省では消費支出に対する消費税の負担率、これは物品税なんかを引いた純増分ですね、それを一・一％として、消費者物価も一・一％上がるとしており、百八十七兆円掛ける一・一％でもう二兆一千億円ぐらゐになるではありませんか。この計算どうですか。間違ひありませんか。

○水野(勝)政府委員 私どもの五兆四千億円のペースのものは、これは六十三年度ペースといたしておきますので、その点の違ひがそこにあつてあるかと思ひます。

○工藤(晃)委員 しかし、六十四年度から実施するんではないですか。六十四年度の数字を言わなければいけません。六十四年度の数字を言わなければいけません。ただ、今言ったように、八九年度まで延ばしますと、この計算からいいますと、今言ったいゆる純増分だけ一・一％ふえます。で、二・一兆円になりますね。ところが、さつき言いました五兆四千億引く三兆四千億、一兆円と二兆円というの、純増分がもうここだけ出てしまふけれども、先ほどもお認めになつたように、まだ三つばかり柱が残つています。

二つ目がマイホームの購入、建設。大体、今住宅建設は年二十兆円台ですから、八割ぐらゐを見たとして約五兆円という税金が入ってきます。それから三つ目に、国、自治体の消費税導入による経費増。これはこの委員会の答弁を伺いまして、これは一九九〇年度であります、国は七千億程度、地方自治体が六千億、そうすると、計一兆三千億というのが出てまいります。それから四つ目の非課税分野の設備投資になりますと、金融業だけでも最近大分投資が伸びています。こう

いうことを考えますと、保険、教育、医療、社会福祉などを加えて控除できない設備投資が七、八兆円ある。ならば、そこにかかる税負担は二千億ぐらゐある。

そうすると、今言った住宅建設と国、自治体の負担増、それから非課税分野の設備投資を合わせるともう二兆円の数字に達するわけですね。だから家計の消費支出でもう二兆円という純増が出てしまつて、そのほかに二兆円の税額が出るとしたら、政府の計算でいうと五・四兆円だということ、この二兆円がどこに逃げていったのか、隠れてしまつたのか、この点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○水野(勝)政府委員 先ほどの委員のお話は、まさに国民経済計算からのお話かと思ひますが、ごまかします。私もその点につきましても、マクロチェックの資料としては使わせていただいておりますけれども、先ほど申し上げたような理由からそれをもつてこの積算根拠とすることはできないということ、サイドチェックにとどめていこうと思ひます。

○工藤(晃)委員 そんなことを言つたつて、大蔵省は我々のところへ資料を持ってきたわけですよ。それなら、あの資料そのものを撤回しますね。もうやめますか。

○水野(勝)政府委員 その点はお持ちして各項目につきましても御説明を申し上げていこうと思ひますが、その点につきましてもの大きな違ひはないものと考えております。

○工藤(晃)委員 何を言つていらっしゃるんだかさっぱりわからない。大体、家計消費の方だけで一・一％で二兆円、これはいゆる純増税分が全部出てしまつた。そのほかに二兆円ある。とすると、税額は五兆四千億プラス二兆円で七兆四千億ということになる。そうして、それ以外ないんだから、そうすると、政府が言つてきた二兆円の純増税にやなしに、その倍の四兆円が純増税ということになりますよ。そうすると一体どういふことになるかという

と、国民にとつての減税は何が大事かという、所得税と住民税減税でしよう。これは三兆一千億円の減税でしよう。それでも一方消費税に伴う純増分が二兆円だから、二兆円と三兆一千億円とを比べると何かこちらが大きいように見えるけれども、今の計算でも二兆円が実は四兆円だということになれば、この消費税に伴う増税の総額、純負担増の総額が所得税、住民税減税の三兆円を上回るということになる。とすると、中には収入の多い人は減税が多いという人がいるかもしれないけれども、大多数の平均的な国民にとつてみれば増税、増負担の方が大きいということ、これは、ここから判断できるのではないですか。これは非常に重要な問題ですから答えてください。

○水野(勝)政府委員 私どもの積算につきましても、その資料等が支出サイドと申しますか、そちらのサイドから厳密に積み上げておるところでございまして、そのような大きなものが出てくるということ、私どもも到底考えられないところでございします。

○工藤(晃)委員 それは重大だ。そんなこと言つたら一・一％がうそか、五兆四千億がうそか、それから二兆円増がうそか、みんなどこかうそになりますよ。じゃ、改めて出し直してください。さてそれでは、先ほど言いました付加価値の方で計算をするというので、その点についても聞きたいと思ひます。

そこで、まず私は大蔵省に聞きたいのは、納税者の立場からの計算でいきますと、付加価値マイナスイツタというのが課税ベースになりますね。そうしますと、普通マクロの計算をするとき、必ず国民経済計算を使つてその付加価値を使うわけなんです、大蔵省はなぜ国民経済計算は使えない、これは信頼できないと言ふのか。信頼できないというならば、これは根拠を述べてほしいと思ひます。なぜ使えないのか。

○水野(勝)政府委員 国民経済計算につきましても信頼できないといったことは、私ども全く申してございませぬ。ただ、SNAベースと申しますのは、各種の基礎資料を加工調整して出てまいります第二次統計でございします。そういった点はやはり制約があるかと思ひます。それから、私どもの税制との関連を見ますと、いろいろ御議論のございします免税点のお話、簡易課税等々によりますと、階層別の分析にたえ得るものが必要でございします。そうした点から、私も税制になじむものとして法人企業統計等を使つておるわけでございまして、決してSNAが信頼できない、このようなことを申しておるつもりはございませぬ。

○工藤(晃)委員 信頼できないと言つていないと言ひけれども、これは第二次統計だから使えないと言ひから同じことを言つておるのじゃないですか。だつて、問題はマクロの計算をしなればいけないでしよう。マクロの計算をするときなぜ国民経済計算が使えないのか、それがわからない。そこをもう一度説明してください。

○水野(勝)政府委員 お話しのマクロと申しますか、総体としてのものはそこら程度推計できるわけでございします。私どもとしては、積み上げによりまして計算した結果をSNAベースによりまして、マクロチェックをさしていただいております。まさに御趣旨のとおりのような使用方をさしていただいております。

○工藤(晃)委員 企画庁に伺ひます。今の国民経済計算の計算のやり方なんです、入り口方式をとつております。入り口方式というのは、物をつくつたところから押さえます。工業統計あるいは農業統計を押さえます。それで、生産者価格でどれだけのものが、それが流通マージンあるいはまた各種のマージンが加わつて総生産額が出てきて、その出てきたもののいわゆる材料や何か使われた中間投入を除いた部分というの、輸出されるか、それから在庫になるか、あるいは最終的に消費されるか、このいずれかになるわけでありまして、この中で、まず全体をつくつたところで押さえるということに今の国民経済

計算の非常にすぐれた点があると考えますが、いかがか。これが一つ。

それからもう一つ、法人企業統計というのはマクロの計算にはすぐには役に立たないので、どこで使うかという、暦年を年度に直すところで使うとか、あるいは設備投資を公的分野とか民間に分けるところで使う、せいぜいそういう補助的手段にしか大蔵省が今大事にしている法人企業統計は使っていないというふうには経済研究所の皆さんから聞いておりますが、間違いありませんか。

○中尾国務大臣 御指摘の国民経済計算、システム・オブ・ナショナル・アカウントと申しますが、これはフローとストック、物と金という各側面をさまざまな基礎統計からやっております。同時に、もう既に御案内のとおりかと思ひます。同時に、総合的なシステムによってマクロ的な整合性のとれた形で計算しているものと承知しておる次第でございますが、どういふように具体的にこれを作成していく方向かという点については、少しく政府委員から答弁された方がいいのではないかとと思ひます。

○富金原政府委員 先生のお尋ねは二点ほどあったかと思ひます。まず一つは、SNAの作成の方法について、生産額からアプローチをするということでございますが、確かにそういうやり方をとっているわけでございます。しかしそれは、御承知のとおり全体的な整合性を保つために供給サイドと需要サイドと両方からチェックをするということでございます。生産サイドだけをつかまえてやっておりますのではないということで、それぞれの統計の特性を活用しながら、全体的に信頼性の高い推計を行つておることが一点でございます。

それから二番目の、法人企業統計については余り信頼できないのではないかという御指摘でございますが、これは今申し上げましたように需要サイドの一端で使っているわけでございまして、決して私どもは法人企業統計は信頼できないという

考えを持つておるわけではございませんで、むしろ原統計としては極めて信頼性の高い統計の一つだと考えております。

○工藤(晃)委員 いずれにせよ、国民経済計算というのは法人企業統計から入るんでなしに、一体どれだけの生産したかというのでマクロがとらえられるわけでありまして。ところが、明らかに大蔵省は、マクロの計算をするときに、国民経済計算は何か制約があるといつていかにも使えないかのように言つて、今言つた法人企業統計などからいわれる大蔵省の積み上げをやつていって付加価値額を出す。その額は幾らかという、八六年度二百三十四兆円だとしております。ところが国民経済計算では、八六年度付加価値は二百九十六兆円で、これからさき言つた属属計算などを引きますと二百七十二兆円になりますから、大蔵省はこれよりも三十八兆円過小計算をしているわけですね。もう最初から四十兆円近い数字、付加価値額をちよるまかしてしまつて少なくして

いいですか。そこで、さき言つた付加価値マイナス純投資額ということになるでしょう。今度引き算の純投資額を引くときはどうかという、さき二次的の余り使えないと言つた国民経済計算の投資額を持つてきて引き算の方をやつていくわけなんです。つまり、付加価値から純投資を引くのに、付加価値の方は国民経済計算の方は大き過ぎるといつて小さくしておいて、引き算の方になると今度は大き過ぎるはずの国民経済計算の投資を引く、こんなでたらめなやり方があるんですか、一貫してないじゃないですか。しかも、引くときの純投資の中にはさき言つた非課税分野、免税業者、その設備投資も丸ごと引いてしまつてゐる。こんなでたらめなやり方、原理的にいつても間違つてゐるじゃないですか。やり直してください。

○水野(勝)政府委員 SNAベースでやりますと大き過ぎるから法人企業統計等からいつたということとは全くございせん。ただ、そのチェックをする全体としての、御指摘のような総体としてのチェック、このときにはSNAを活用させていただいておられますし、各項目につきましても、もちろんSNAベースのもので補充されるものがあれば使わせていただいている場合はあるわけでございます。

○工藤(晃)委員 今言ひましたように、負担する側の計算からいつても明らかに小さな計算をしてゐる。それから、まさに付加価値の計算からいつても都合のいいところでは国民経済計算を使わな

い、そしてこつちでは使うというふうな、引き算のところだけ使うようなこういう恣意的な計算をして、その出した結果というのが消費税の負担増で二兆円、それで減税の方が大きい大きい、この宣伝そのものがその計算に基づいてゐるではありませんか。

これは私たちがこの問題を検討しているだけではないに、例えば日本経済新聞が、やや控え目だと思ひますが、六兆八千億円という計算をしておりま

す。この六兆八千億円であつても五兆四千億円でよりかはるかに多くて、一兆四千億円で上回

○富澤国務大臣 先ほどからるる御説明を申し上げました、いわば支払いサイドを積み上げておりますけれども、そのチェックの方法としてはいろいろSNAも使ひましてやらせていただいておりますところでございます。

○工藤(晃)委員 ここに自民党税制調査会長山中貞則さんの「税制改革案作成の苦心談」というのを、自民党の本部でやられたのを私持つてきておりますが、この中でどういふことが述べられてゐるかといふと、これは六月二十二日ですが、この苦心談の中で、「年を越して、新しい税制が発表をしたらば、これは意外な増収になると、私は思つておる。大蔵省のいうような六兆なんていうものではないと思つておる。」と、自民党の税制調査会の会長からも大蔵省の数字は信用されてないじゃないですか。だから、自民党の税調からも信用されないような数字を国会に出して、これで審議しろといつてもだめじゃないですか。やり直していただきたい。どうですか。

○水野(勝)政府委員 いろいろ関係方面との折衝の過程では税率水準等の話も出まして、私ども最後の最終の税率のときには、それでは財政再建との関連で非常に心配があるといつたようなことを申し上げた経緯がございますので、そうしたやや安心させていただくような御発言もあつたりはしたことでございまして、特段それが分析の結果としての御発言ではなかつたやうでござい

○工藤(晃)委員 そんなことはもう問題にならない。私、きょう質問してまいりましたけれども、そもそも所得が平準化して世界に誇るべき平等状態になつて、だから大型間接税がいんだというやうなその前提も完全に崩れ去つてゐる。そしてまた、政府が提案しているこの規模のものに偽りの計算があるということを見ると、これは全く許せない内容だといふことになつたと思ひます。時間が参りましたので、私はきょうの質問を終ります。

了いたしました。
次回は、来る七日月曜日午前九時三十分委員
会、正午理事会を開会することとし、本日は、こ
れにて散会いたします。
午後零時四十三分散会

昭和六十三年十一月十一日印刷

昭和六十三年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K